

平成30年度

栃木県後発医薬品  
モ二夕一薬局調査  
結果報告書

平成31年2月

栃木県後発医薬品安心使用促進協議会

# 目 次

I	調査の概要		
1	調査の目的	.....	1
2	実施方法等	.....	1
3	回収結果	.....	1
II	後発医薬品モニター薬局調査結果		
1	調査協力薬局について	.....	2
2	処方せんの取扱い状況について	.....	4
3	後発医薬品の調剤割合（数量ベース）について	.....	5
4	後発医薬品の在庫数について	.....	7
5	後発医薬品に対する意識調査について	.....	8
III	参考データ	.....	24
IV	考察	.....	26
V	まとめ	.....	27
VI	その他		
	調査票	.....	28

## I 調査の概要

### 1 調査の目的

栃木県後発医薬品安心使用促進協議会の事業の一環として、県内薬局における後発医薬品の使用状況の推移や、後発医薬品の調剤に係る意識変化などを把握することにより、今後の対応策検討の資料等とする。

### 2 実施方法等

(1) 調査対象：後発医薬品の数量シェアが高い市町及び低い市町に開設している薬局から選定したモニター薬局(23 薬局)

- ・ 数量シェアが高い市町：高根沢町(4 薬局)・那須町(2 薬局)
- ・ 数量シェアが低い市町：矢板市(7 薬局)・那須烏山市(3 薬局)・下野市(6 薬局)・調査拒否(1 薬局)

(2) 調査内容：

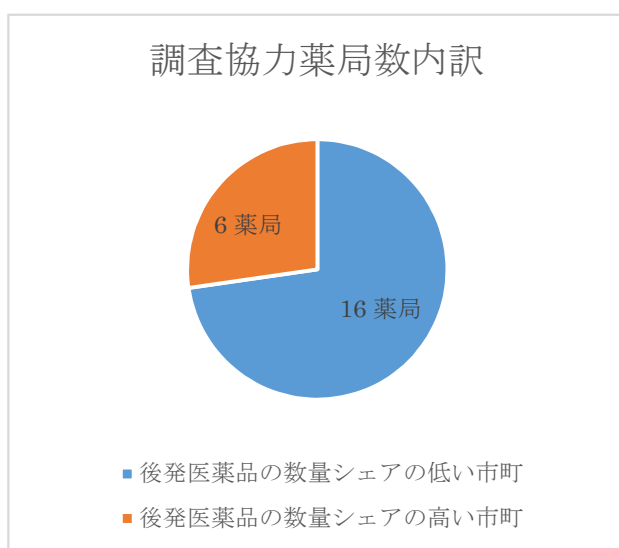
- ・ 平成 30 年 10 月 1 日(月)～10 月 6 日(土)に調剤した全ての医薬品の数量に対する後発医薬品の割合
- ・ 同期間に調剤した「(後発医薬品のある先発医薬品)+(後発医薬品)」の数量に対する後発医薬品の割合
- ・ 後発医薬品の備蓄状況
- ・ 後発医薬品の使用に係る患者の意識
- ・ 薬局における後発医薬品の調剤に係る取組意識 等

### 3 回収結果

調査薬局数：23 薬局      回答数：22 薬局      回収率：95.7%

数量シェアが高い市町における回収結果：6 薬局(回収率：100%)

数量シェアが低い市町における回収結果：16 薬局(回収率：94.1%)



\* 本調査書において、「薬局」とは、調査に協力した薬局を指します。

また、後発医薬品の数量シェアが高い市町を「高地区」と、後発医薬品の数量シェアが低い市町を「低地区」と記載します。

## II 後発医薬品モニター薬局調査結果

### 1 調査協力薬局について

今回調査協力薬局の後発医薬品調剤加算届出状況は以下のとおりである。

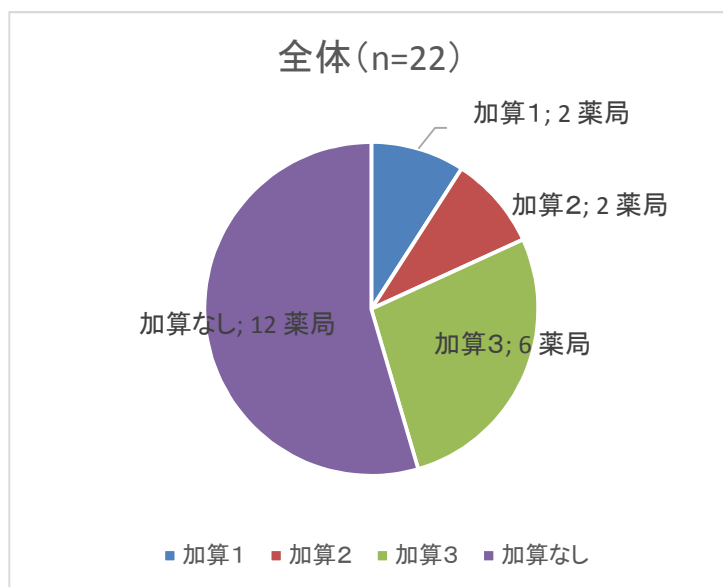


図1 調査協力薬局の後発医薬品調剤加算届出状況(全体)

- ・ 薬局の後発医薬品調剤体制加算の届出状況についてみると、「加算 1」を届出ている薬局が 9.1%、「加算 2」を届出ている薬局が 9.1%、「加算 3」を届出ている薬局が 27.3%、届出していない薬局が 54.5%であった。
- ・ 診療報酬規定の改定により、加算基準が厳しくなったため、加算を届出していない薬局は大幅に増加した。

#### 【用語解説】

○「加算 1」とは、後発医薬品調剤体制加算1のことです。薬局において後発医薬品の使用割合が数量ベースで 75%以上であれば届出でき、1処方箋あたり 180 円が調剤加算される。

○「加算 2」とは、後発医薬品調剤体制加算2のことです。薬局において後発医薬品の使用割合が数量ベースで 80%以上であれば届出でき、1処方箋あたり 220 円が調剤加算される。

○「加算 3」とは、後発医薬品調剤体制加算2のことです。薬局において後発医薬品の使用割合が数量ベースで 85%以上であれば届出でき、1処方箋あたり 260 円が調剤加算される。

○平成 30 年度の診療報酬規定の改定により、新たに「加算 3」が追加され、従前の規定に比べ、加算 1 及び 2 については、5 ポイントほど使用割合のハードルが高く設定された。

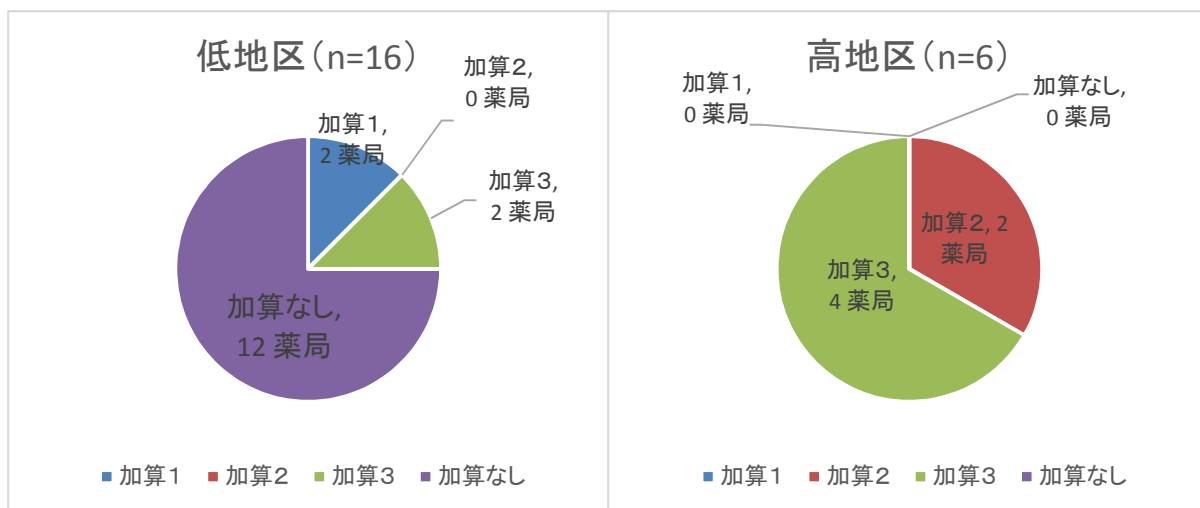


図2 調査協力薬局の後発医薬品調剤加算届出状況(地区別)

・ 後発医薬品調剤体制加算を届出している薬局について、低地区と高地区の別でみると、低地区においては、「加算 1」「加算 3」を届出している薬局が 12.5%、「加算 2」を届出している薬局が 0%、届出していない薬局が 75.0%であった。また、高地区においては、「加算 1」を届出している薬局が 0%、「加算 2」を届出している薬局が 33.3%、「加算 3」を届出している薬局が 66.7%であり、届出していない薬局はなかった。

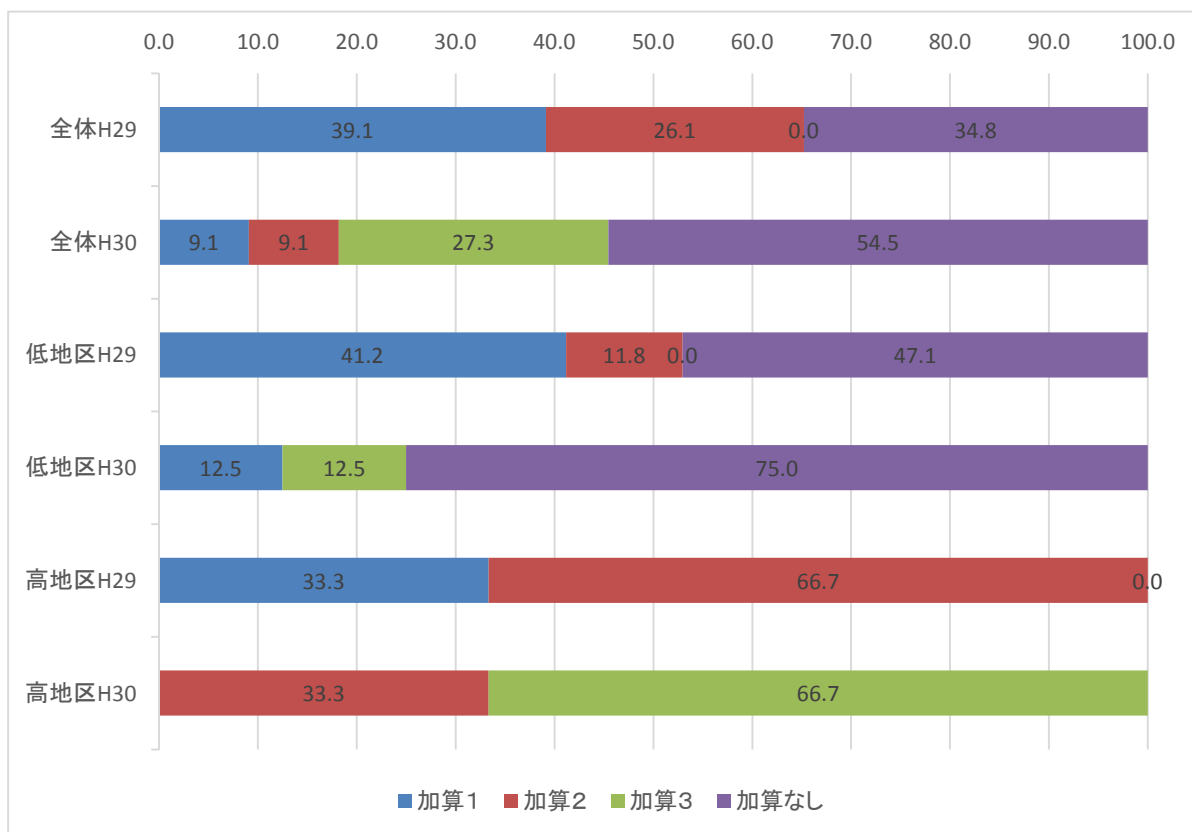


図3 調査協力薬局の後発医薬品調剤加算届出状況(年度別)

## 2 処方せんの取扱い状況について

調査期間中の取扱った処方せんの状況の内訳は以下のとおりである。

表 1 取扱った処方せんの状況

(単位：%)

	全体(n=21)		低地区(n=16)		高地区(n=5)	
	H30 年度	H29 年度	H30 年度	H29 年度	H30 年度	H29 年度
後発医薬品への「変更不可」の指示がない処方せんの割合	89.6	80.3	88.1	87.1	95.7	57.7
後発医薬品への「変更不可」の指示がない処方せんのうち、後発医薬品に変更が可能な処方せんの割合	77.1	78.7	76.4	77.6	79.8	84.2
後発医薬品に変更が可能な処方せんのうち、実際に後発医薬品に変更した処方せんの割合	71.4	66.7	65.2	62.1	92.8	87.8
全ての品目で後発医薬品変更不可処方せんの割合	4.6	5.4	5.6	6.3	0.5	2.4
一般名で処方された医薬品が1品目でも含まれている処方せんの割合	46.5	35.6	41.0	33.5	67.9	42.5
一般名で処方された医薬品の延品目数のうち、後発医薬品を調剤できなかった医薬品の品目数の割合	11.6	18.6	12.5	19.0	9.5	16.2

- ・「後発医薬品への「変更不可」の指示がない処方せんの割合」は、9.3ポイント増加して、全体として89.6%となった。高位地区では95.7%とかなり高い値であるが、低位地区でも88.1%となっており、約9割の処方せんは「変更不可」の指示が無かった。
- ・「後発医薬品に変更が可能な処方せんの割合」は全体で77.1%と昨年度より1.6ポイント減少した。なお、低地区では76.4%と昨年より1.2ポイント減少、高地区では79.8%と昨年度より4.4ポイント減少した。
- ・「後発医薬品に変更が可能な処方せんのうち、実際に後発医薬品に変更した処方せんの割合」は全体で71.4%と昨年度より4.7ポイント増加した。なお、低地区では65.2%と昨年度より3.1ポイント増加、高地区では92.8%と昨年度より5.0ポイント増加した。
- ・「全ての品目で後発医薬品変更不可処方せんの割合」は全体で4.6%と昨年度より0.8ポイント減少した。なお、低地区では5.6%と昨年度より0.7ポイント減少、高地区では0.5%と昨年度より1.9ポイント減少した。
- ・「一般名で処方された医薬品が1品目でも含まれている処方せんの割合」は全体で46.5%と昨年度より10.9ポイント増加した。なお、低地区では41.0%と昨年度より7.5ポイント増加し、高地区では67.9%と昨年度より25.4ポイント増加した。

・「一般名で処方された医薬品の延品目数のうち、後発医薬品を調剤できなかつた医薬品の品目数の割合」は全体で 11.6%と昨年度より 7.0 ポイント減少した。なお、低地区では 12.5%と昨年度より 6.5 ポイント減少し、高地区では 9.5%と昨年度より 6.7 ポイント減少した。

### 3 後発医薬品の調剤割合(数量ベース)について

調査期間中の後発医薬品の使用割合は以下のとおりである。

表 2 後発医薬品の使用割合

	指針(後発医薬品の数量シェア)		
	H30 年度(%)	H29 年度(%)	差(ポイント)
全体 (n=21)	68.9	64.5	4.4
低地区 (n=16)	66.1	61.1	5.0
高地区 (n=5)	82.3	77.6	4.7

・ 指針(後発医薬品の数量シェア)は、全体で 68.9%であり、昨年度より 4.4 ポイント増加した。なお、低地区では 66.1%と昨年度より 5.0 ポイント増加、高地区では 82.3%と昨年度より 4.7 ポイント増加した。

#### 【用語解説】

$$\begin{aligned}
 \text{〔 指標:後発医薬品の数量シェア 〕} = & \frac{\text{〔 後発医薬品の数量 〕}}{\text{〔 後発医薬品のある医薬品の数量 〕}}
 \end{aligned}$$

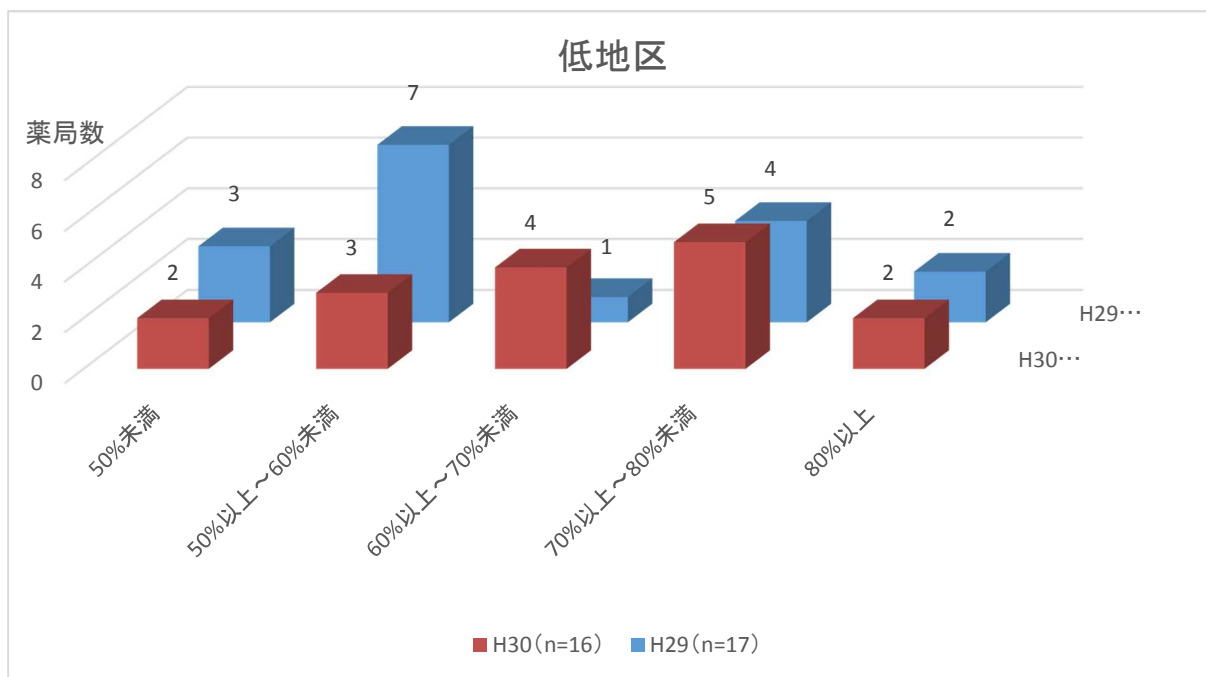


図4 低地区における後発医薬品使用割合分布(地区別)

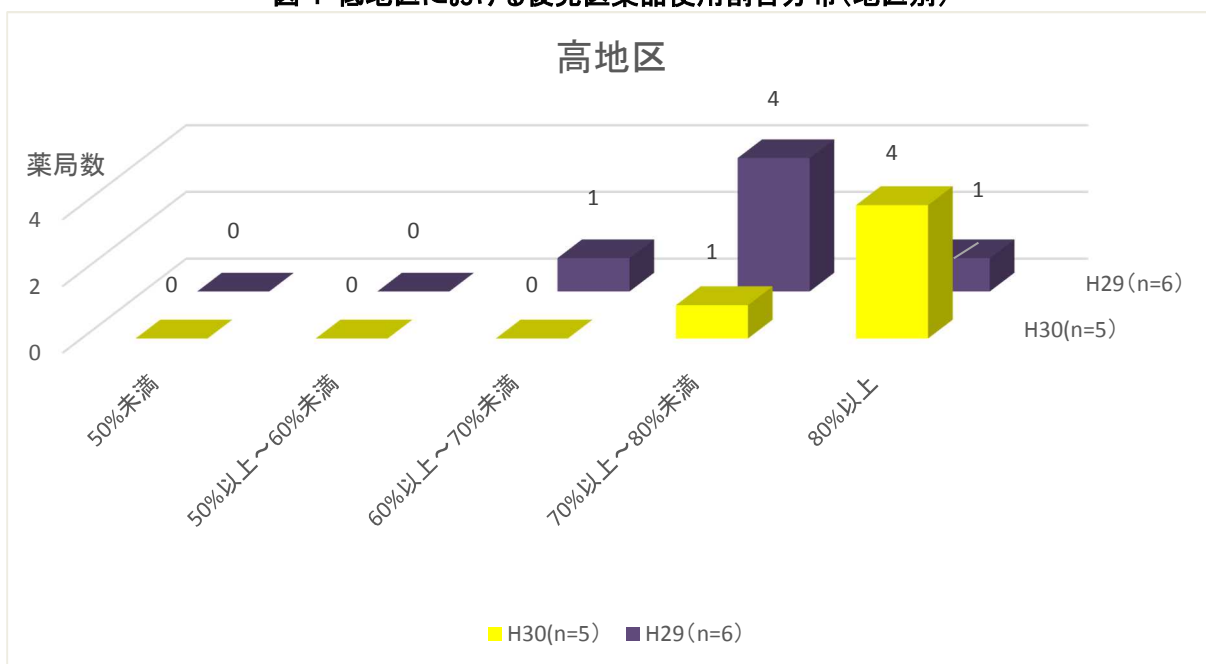


図5 高地区における後発医薬品使用割合分布(地区別)

- ・ 低地区では、昨年度比べて「50%未満」が1薬局減少して2薬局となり、「50%以上～60%未満」が4薬局減少して3薬局、「60%以上～70%未満」が3薬局増加して4薬局、「70%以上～80%未満」が1薬局増加して5薬局となり最も多く、「80%以上」が昨年度と同じく2薬局であった。
- ・ 高地区では、「60%以上～70%未満」が1薬局あったが1薬局減少して0となり、「70%以上～80%未満」が昨年度と比べ3薬局減少して1薬局、「80%以上」の薬局は、3薬局増加し4薬局となり最も多く、その他は0薬局であった。



#### 4 後発医薬品の在庫数について

表3 薬局における医薬品在庫状況

	全体 (n=22)		低地区 (n=16)		高地区 (n=6)	
	H30年度	H29年度	H30年度	H29年度	H30年度	H29年度
在庫医薬品数 (平均) (品目)	987.7	911.5	999.2	1014.5	957.0	620.0
在庫後発医薬品 (平均) 【再掲】 (品目)	282.4	232.7	283.1	256.6	280.3	165.0
在庫医薬品数に占める後発医薬品の割合 (%)	28.6	25.5	28.3	25.3	29.3	27.0

表4 低地区、高地区間の在庫数差

	H30年度 (低地区)-(高地区)	H29年度 (低地区)-(高地区)
在庫医薬品数 (平均) (品目)	42.2	394.5
在庫後発医薬品数 (平均) (品目)	2.8	91.6

- ・ 在庫している全医薬品数についてみると、平均987.7品目であり、昨年度と比べて76.2品目増加していた。また、在庫している医薬品の中で後発医薬品数は282.4品目であり、昨年度と比べて49.7品目増加しており、後発医薬品の占める割合は28.6%であり、3.1ポイント増加した。
- ・ 低地区の薬局で在庫している医薬品数は、平均999.2品目であり、昨年度と比べて15.3品目減少した。また、在庫している後発医薬品数は283.1品目であり、昨年度と比べて26.5品目増加しており、後発医薬品の占める割合は28.3%で3.0ポイント増加した。
- ・ 高地区の薬局で在庫している医薬品数は、平均957.0品目であり、昨年度と比べて337.0品目増加した。また、在庫している後発医薬品数は280.3品目であり、昨年度と比べて115.3品目増加しており、後発医薬品の占める割合は29.3%で2.3ポイント増加した。
- ・ 低地区と高地区で「在庫医薬品数(平均)」を比べると、低地区(999.2品目)は、高地区(957.0品目)と比べ、42.2品目多かった。また、今年度の低地区と高地区における在庫医薬品数の差(42.2品目)は、昨年度の差(394.5品目)と比べ、352.3品目減少した。
- ・ 低地区と高地区で「在庫後発医薬品(平均)」を比べると、低地区(283.1品目)は、高地区(280.3品目)と比べ、2.8品目多かった。昨年度は高地区が、低地区より91.6品目多かった。

表 5 薬局における後発医薬品の採用予定

(単位:薬局数)

	全体 (n=22)		低地区 (n=16)		高地区 (n=6)	
	H30年度	H29年度	H30年度	H29年度	H30年度	H29年度
増やしていく予定である	22	22	16	17	6	5
現状の品目数を維持していく予定である	0	1	0	0	0	1
減らしていく予定である	0	0	0	0	0	0

- ・ 昨年度の調査では、高地区の1薬局が「現状の品目数を維持していく予定である」としていたが、今年度はすべての薬局が後発医薬品を「今後増やしていく予定である」となった。

## 5 後発医薬品に対する意識調査について

### (1) 薬局における後発医薬品の調剤に係る取組意識

表 6 薬局における後発医薬品の調剤に係る取組意識

(単位:%)

	全体 (n=22)		低地区 (n=16)		高地区 (n=6)	
	H30年度	H29年度	H30年度	H29年度	H30年度	H29年度
積極的に取組んでいる	86.4	73.9	81.3	64.7	100.0	100.0
薬効によっては積極的に取組んでいる	9.1	21.7	12.5	29.4	0	0
あまり積極的に取組んでいない	4.5	4.3	6.3	5.9	0	0

- ・ 後発医薬品の調剤に係る取組意識についてみると、全体における「積極的に取組んでいる」が86.4%で最も多く、次いで「薬効によっては積極的に取組んでいる」が9.1%、「あまり積極的に取組んでいない」が4.5%であった。
- ・ 低地区では、「積極的に取組んでいる」が81.3%であり、昨年度と比べて16.6ポイント増加した。「薬効によっては積極的に取組んでいる」が12.5%と、昨年度と比べて16.9ポイント減少した。
- ・ 高地区では、すべての薬局が「積極的に取組んでいる」との回答であった。

## (2) 薬局において後発医薬品の調剤に積極的に取り組む理由について

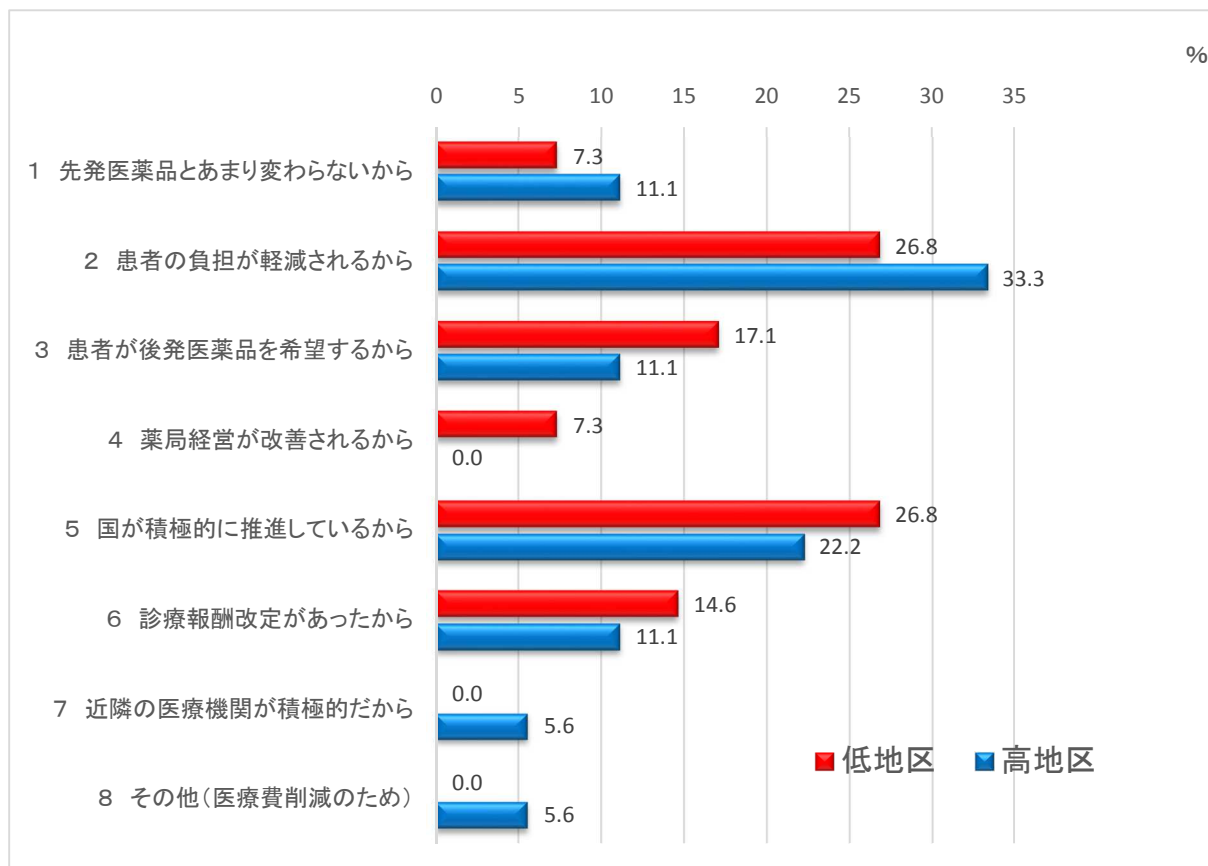


図 6 薬局において後発医薬品の調剤を積極的に取り組む理由

- ・ 後発医薬品の調剤を積極的に取り組む理由についてあてはまるもの(複数回答)を尋ねたところ、低地区では「患者の負担が軽減されるから」「国が積極的に推進しているから」がいずれも26.8%、高地区では「患者の負担が軽減されるから」が33.3%で最も多かった。
- ・ 低地区では、続いて「患者が後発医薬品を希望するから」(17.1%)、「診療報酬改定において、後発医薬品の調剤数量評価の見直しがあったから」(14.6%)、「先発医薬品とあまり変わらないから」「薬局経営が改善されるから」(いずれも7.3%)となった。
- ・ 高地区では、続いて「国が積極的に推進しているから」(22.2%)、「先発医薬品とあまり変わらないから」「患者が後発医薬品を希望するから」「診療報酬改定において、後発医薬品の調剤数量評価の見直しがあったから」(いずれも11.1%)、「近隣の医療機関が後発医薬品の使用に積極的であるから」(5.6%)となり、「薬局経営が改善されるから」を回答した薬局はなかった。また、その他の意見として、「医療費削減のため」と意見が1薬局からあった。

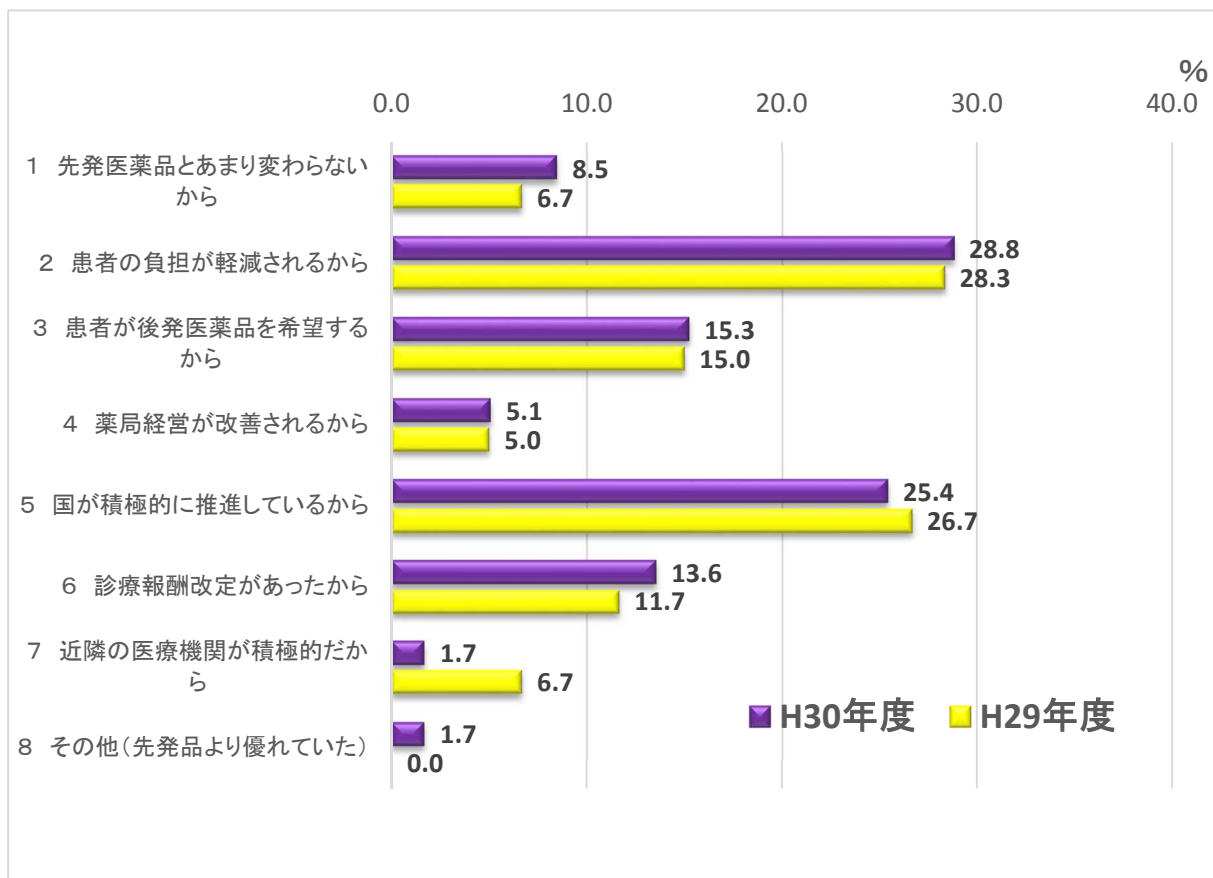


図7薬局において後発医薬品の調剤を積極的に取り組む理由(年別)

- ・「患者の負担が軽減されるから」が平成30年度調査で28.8%、平成29年度調査で28.3%といずれも最も多かった。
- ・「国が積極的に推進しているから」が平成30年度調査で25.4%、平成29年度調査で26.7%と1.3ポイント減少した。
- ・「患者が後発医薬品を希望するから」が平成30年度調査で15.3%、平成29年度調査で15.0%と0.3ポイント増加した。
- ・「診療報酬改定において、後発医薬品の調剤数量評価の見直しがあったから」が平成30年度調査で13.6%、平成29年度調査で11.7%と1.9ポイント増加した。
- ・「先発品医薬品とあまり変わらないから」が平成30年度調査で8.5%、平成29年度調査で6.7%と1.8ポイント増加した。
- ・「薬局経営が改善されるから」が平成30年度調査で5.1%、平成29年度調査で5.0%と0.1ポイント増加した。
- ・「近隣の医療機関が後発医薬品の使用に積極的であるから」が平成30年度調査で1.7%、平成29年度調査で6.7%と5.0ポイント減少した。

(3) 薬局において後発医薬品の調剤に積極的に取り組んでいない理由について

表 7 薬局において後発医薬品の調剤を積極的に取り組んでいない理由

	低地区 (n=1)
1 後発医薬品の品質や効果に疑問があるため	1
2 後発医薬品の副作用に不安があるため	0
3 後発医薬品の安定供給体制が不備であるため	0
4 後発医薬品の情報提供が不備であるため	0
5 後発医薬品に関する患者への普及啓発が不足しているため	0
6 薬局にとって経済的な便益がないため	0
7 近隣の医療機関が後発医薬品の使用に消極的なため	1
8 その他	0

・ 後発医薬品の調剤を積極的に取り組んでいないと低地区の1薬局が回答しているが、その理由は「後発医薬品の品質や効果に疑問があるため」及び「近隣の医療機関が後発医薬品の使用に消極的なため」であった。

(4) 薬局において後発医薬品を選択する際に重視している事項について

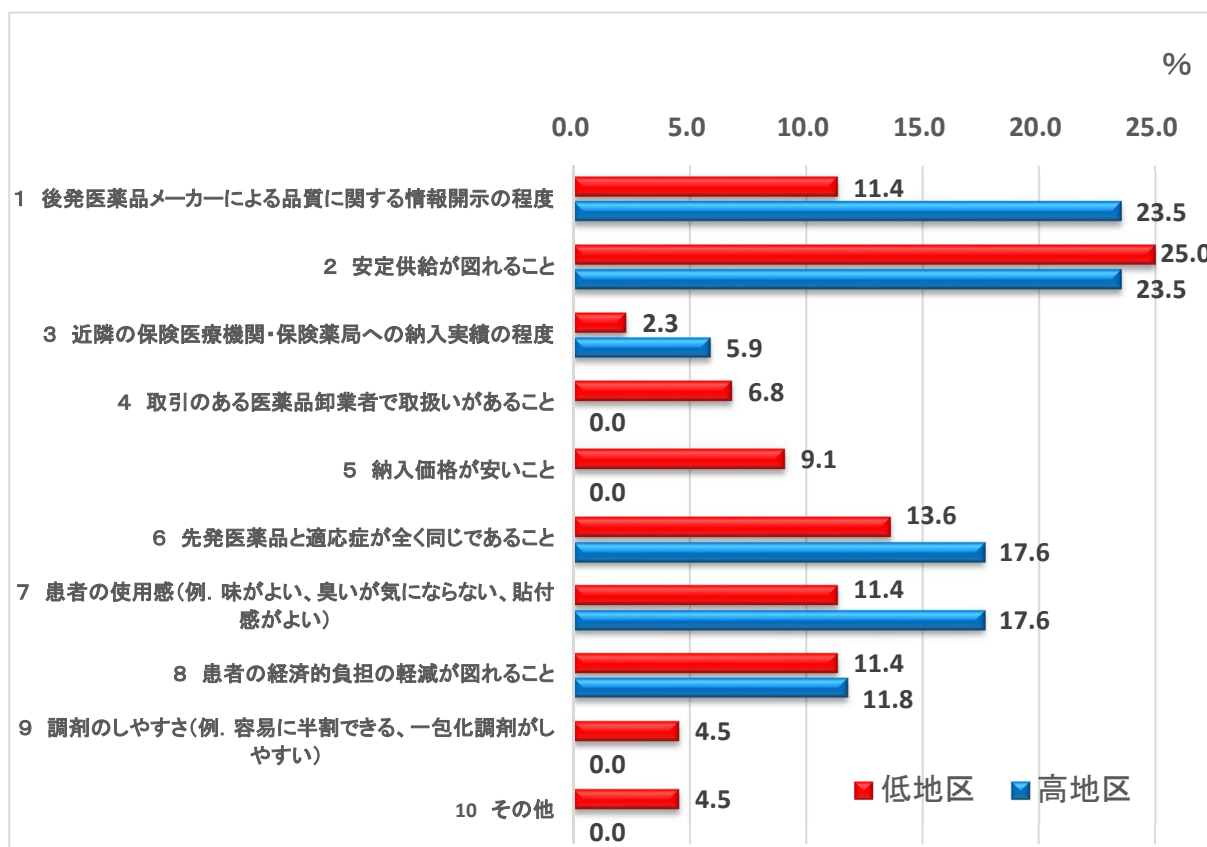


図 8 薬局において後発医薬品を選択する際に重視している事項

- ・ 後発医薬品を選択する際に重視している事項についてあてはまるもの(複数回答)を尋ねたところ、「安定供給が図れること」の割合が低地区で25.0%、高地区では「後発医薬品メーカーによる品質に関する情報開示の程度」「安定供給が図れること」がそれぞれ23.5%となり最も多かった。%
- ・ 低地区では、次いで「先発医薬品と適応症が全く同じであること」(13.6%)、「後発医薬品メーカーによる品質に関する情報開示の程度」「患者の使用感」「患者の経済的負担の軽減が図れること」(それぞれ11.4%)、「納入価格が安いこと」(9.1%)、「取引のある医薬品卸業者で取扱いがあること」(6.8%)、「調剤のしやすさ」(4.5%)、「近隣の保険医療機関・保険薬局への納入実績の程度」(2.3%)となった。また、その他として「系列他店舗で在庫登録のある品目であること」「オーソライズドジェネリックがあるかどうか」との意見があった。
- ・ 高地区では、次いで「先発医薬品と適応症が全く同じであること」「患者の使用感」(それぞれ17.6%)、「患者の経済的負担の軽減が図れること」(11.8%)となった。「取引のある医薬品卸業者で取扱いがあること」「納入価格が安いこと」「調剤のしやすさ」との意見は無かった。

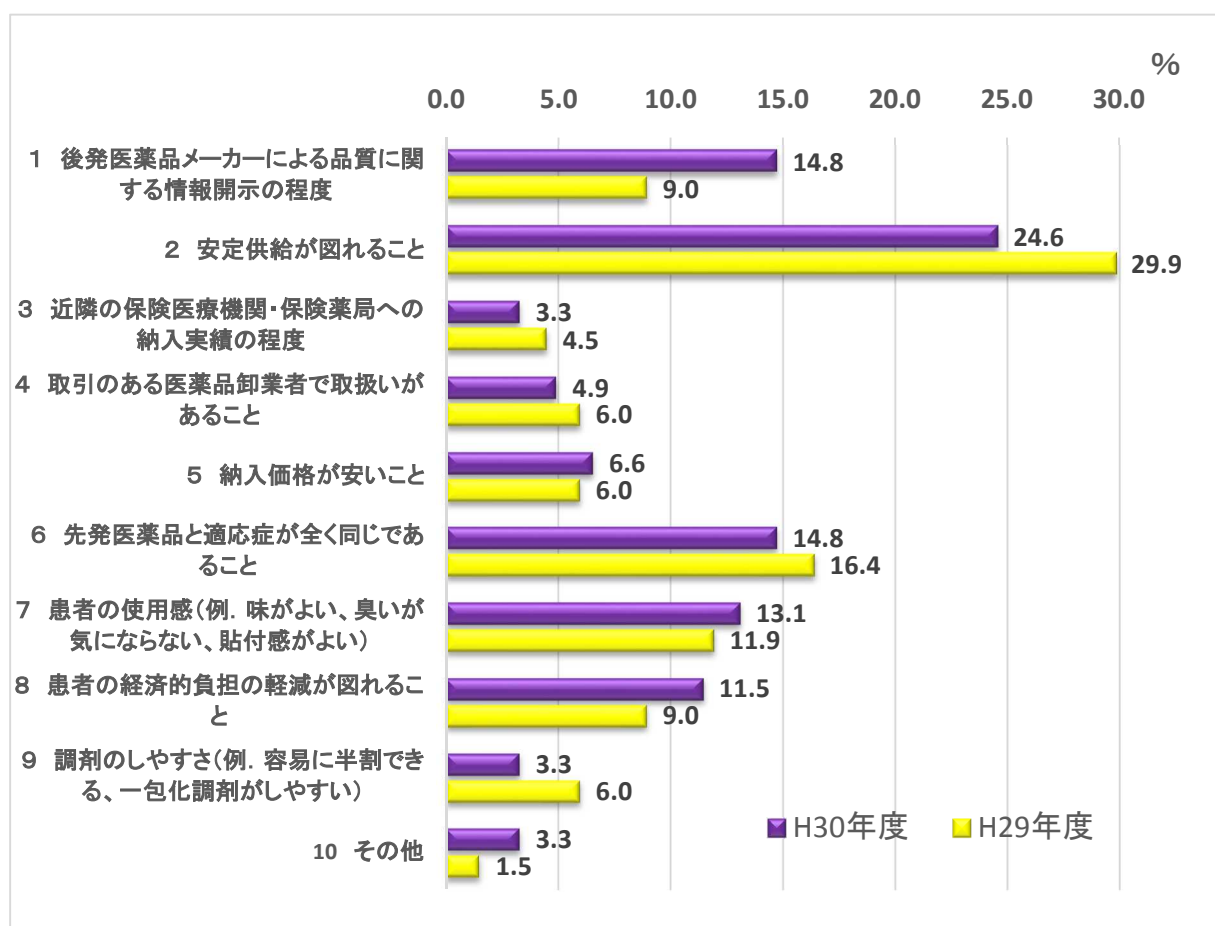


図9 薬局において後発医薬品を選択する際に重視している事項(年別)

- ・ 昨年度と比べると「安定供給が図れること」が平成30年度調査で24.6%、平成29年度調査で29.9%と5.3ポイント減少したが、最も多かった。

- ・「後発医薬品メーカーによる品質に関する情報開示の程度」が平成30年度調査で14.8%、平成29年度調査で9.0%と5.8ポイント増加した。
- ・「先発医薬品と適応症が全く同じであること」が平成30年度調査で14.8%、平成29年度調査で16.4%と1.6ポイント減少した。
- ・「患者の使用感」が平成30年度調査で13.1%、平成29年度調査で11.9%と1.2ポイント増加した。
- ・「患者の経済的負担の軽減が図れること」が平成30年度調査で11.5%、平成29年度調査で9.0%と2.5ポイント増加した。
- ・「納入価格が安いこと」が平成30年度調査で6.6%、平成29年度調査で6.0%と0.6ポイント増加した。
- ・「取引のある医薬品卸業者で取扱いがあること」が平成30年度調査で4.9%、平成29年度調査で6.0%と1.1ポイント減少した。
- ・「近隣の保健医療機関・保険薬局への納入実績の程度」が平成30年度調査で3.3%、平成29年度調査で4.5%と1.2ポイント減少した。
- ・「調剤のしやすさ」が平成30年度調査で3.3%、平成29年度調査で6.0%と2.7ポイント減少した。

#### (5) 後発医薬品の使用に係る患者の意識について

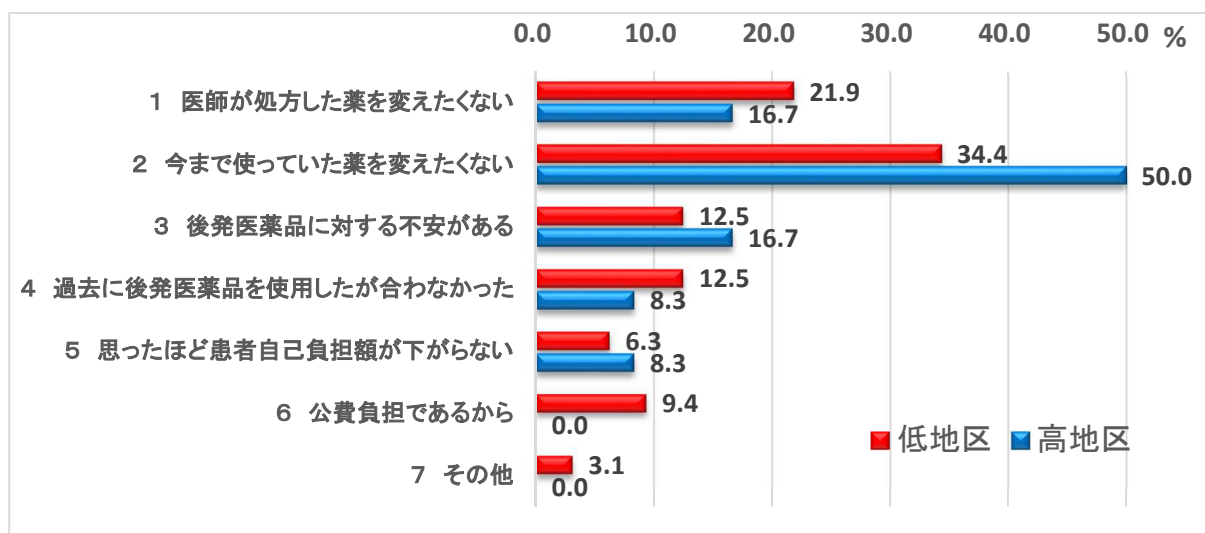


図 10 後発医薬品の使用に係る患者の意識

- ・ 後発医薬品の使用に係る患者の意識について、薬局が後発医薬品へ変更可能な処方せんを持参した患者のうち、後発医薬品の使用を希望しなかった場合の患者における理由を尋ねた結果(複数回答)は、「いままで使っていた薬を変えたくないから」の割合が低地区で34.4%、高地区で50.0%となり、両地区において最も多かった。
- ・ 低地区では、次いで「医師が処方した薬を変えたくないから」(21.9%)、「後発医薬品に対

する不安があるから」「過去に後発医薬品を使用したけど合わなかったため」(いずれも12.5%)、「公費負担の患者であり、経済的なインセンティブ(誘因)がないため」(9.4%)、「思ったほど患者自己負担額が下がらないため」(6.3%)、となった。また、その他として「患者が高齢者のため、名前が変わると何の薬なのか分からなくなるため」との意見があった。

・ 高地区では、次いで「医師が処方した薬を変えたくないから」「後発医薬品に対する不安があるから」(いずれも12.5%)、「過去に後発医薬品を使用したけど合わなかったため」「思ったほど患者自己負担額が下がらないため」(いずれも8.3%)となった。「公費負担の患者であり、経済的なインセンティブ(誘因)がないため」との回答は無かった。

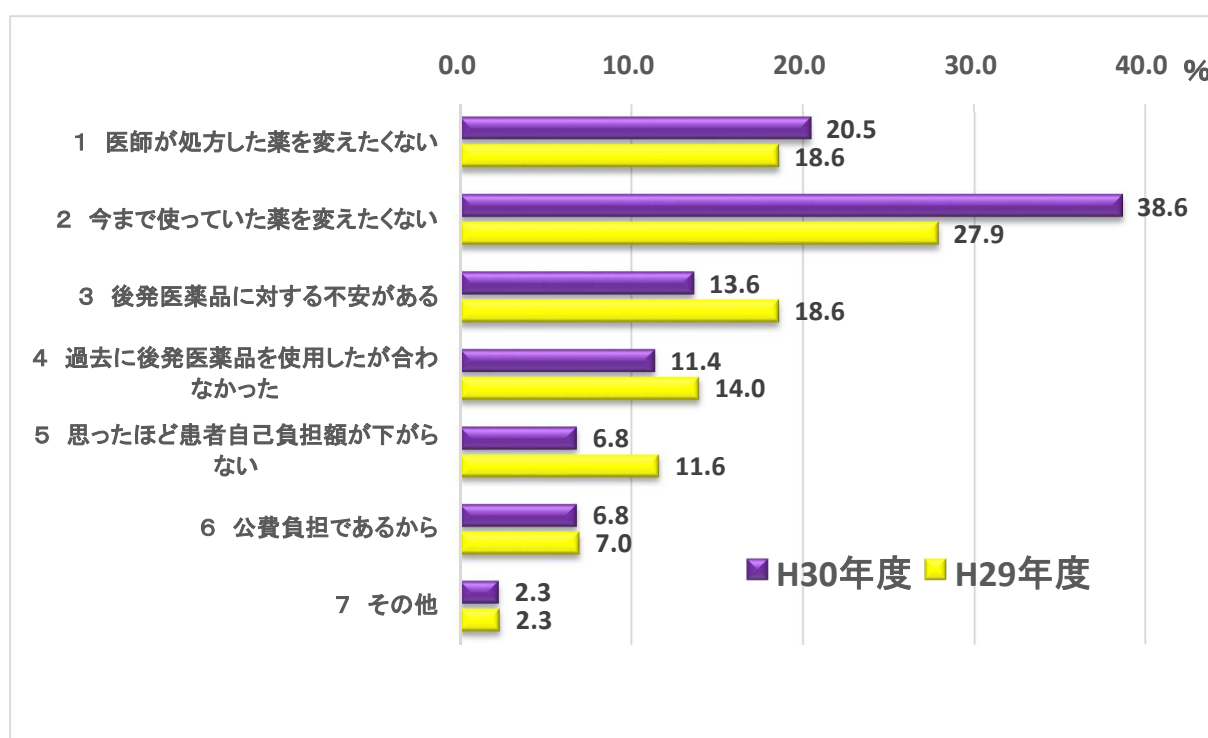


図 11 後発医薬品の使用に係る患者の意識

- ・ 昨年度と比べると「いままで使っていた薬を変えたくないから」が平成30年度調査で38.6%、平成29年度調査で27.9%と最も多かった。
- ・ 「医師が処方した薬を変えたくないから」が平成30年度調査で20.5%、平成29年度調査で18.6%と1.9ポイント増加した。
- ・ 「後発医薬品に対する不安があるから」が平成30年度調査で13.6%、平成29年度調査で18.6%と5.0ポイント減少した。
- ・ 「過去に後発医薬品を使用したけど合わなかったため」が平成30年度調査で11.4%、平成29年度調査で14.0%と2.6ポイント減少した。
- ・ 「思ったほど患者自己負担額が下がらないため」が平成30年度調査で6.8%、平成29年度調査で11.6%と4.8ポイント減少した。
- ・ 「公費負担の患者であり、経済的なインセンティブ(誘因)がないため」が平成30年度調査で6.8%、平成29年度調査で7.0%と0.2ポイント減少した。



(6)一般名処方であるが、後発医薬品を調剤できなかった理由について

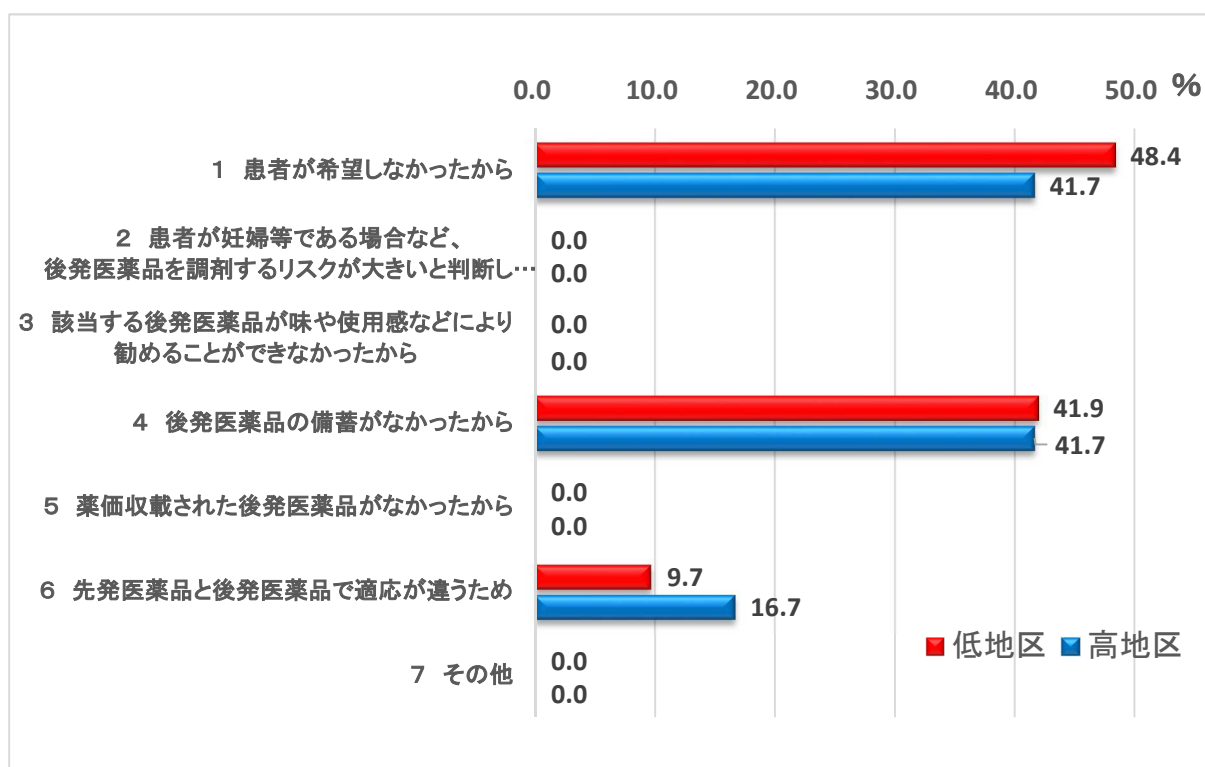


図 12 後発医薬品の使用に係る患者の意識

- ・ 薬局において一般名処方に記載されている処方せんを受付したが、後発医薬品を調剤できなかった理由について尋ねた結果(複数回答)は、低地区では「患者が希望しなかった」が48.4%で、高地区では、「患者が希望しなかった」「後発医薬品の備蓄がなかったから」がいずれも41.7%と最も多かった。
- ・ 低地区では、次いで「後発医薬品の備蓄がなかったから」が41.9%、「先発医薬品と後発医薬品で適応が違うため」が9.7%であった。
- ・ 高地区では、次いで「先発医薬品と後発医薬品で適応が違うため」が16.76%であった。
- ・ 「患者が妊婦等である場合など、後発医薬品を調剤するリスクが大きいと判断したから」「該当する後発医薬品が味や使用感などにより勧めることができなかったから」「薬価収載された後発医薬品がなかったから」との意見はなかった。

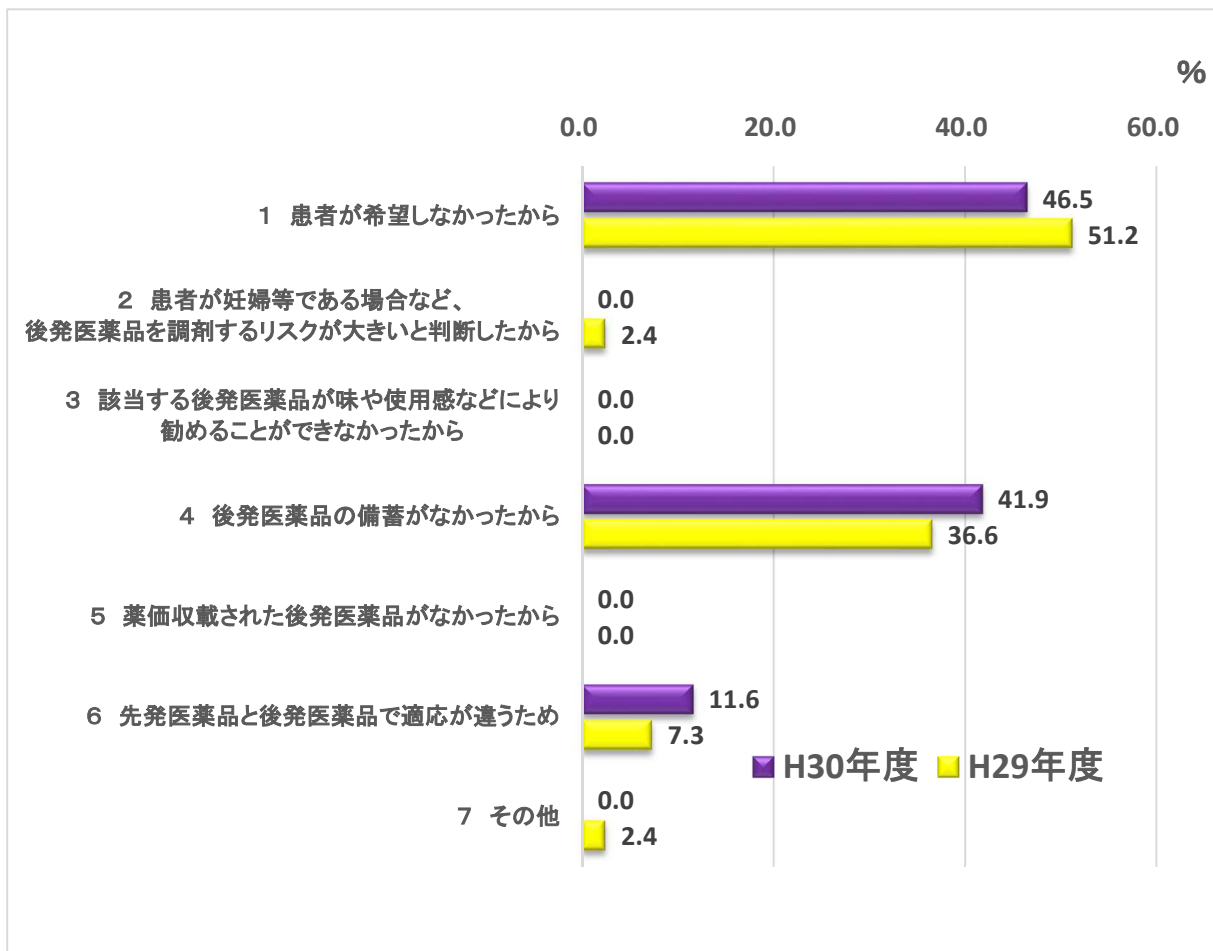


図 13 後発医薬品の使用に係る患者の意識(年別)

- ・ 昨年度と比べると「患者が希望しなかった」が平成30年度調査で46.5%、平成29年度調査で51.2%と4.7ポイント減少した。
- ・ 「後発医薬品の備蓄がなかったから」が平成30年度調査で41.9%、平成29年度調査で36.6%と5.3ポイント増加した。
- ・ 「先発医薬品と後発医薬品で適応が違うため」が平成30年度調査で11.6%、平成29年度調査で7.3%と4.3ポイント増加した。

## (7)後発医薬品の使用促進にあたり困っていることについて

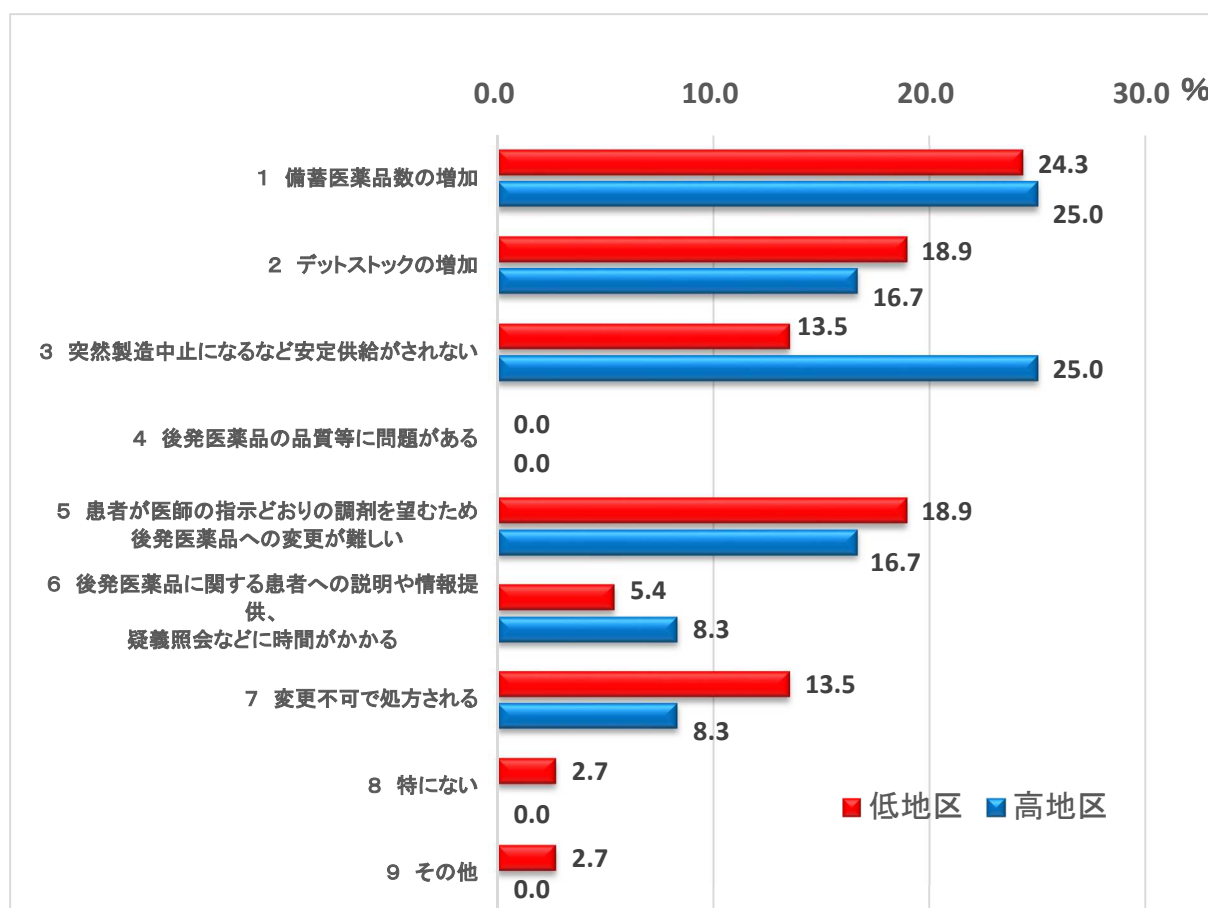


図 14 後発医薬品の使用促進にあたり困っていること

- ・ 薬局における後発医薬品の使用促進にあたり困っていることを尋ねた結果(複数回答)は、「備蓄医薬品数の増加」が低地区で24.3%と最も多く、高地区では、「備蓄医薬品数の増加」「突然製造中止になるなど安定供給がされない」がそれぞれ25.0%となり最も多かった。
- ・ 低地区では、次いで「デットストックの増加」「患者が医師の指示どおりの調剤を望むため後発医薬品への変更が難しい」(それぞれ18.9%)、「突然製造中止になるなど安定供給がされない」「変更不可で処方される」(それぞれ13.5%)、「後発医薬品に関する患者への説明や情報提供、疑義照会などに時間がかかる」が5.4%、「特にない」が2.7%であった。「後発医薬品の品質等に問題がある」の意見はなかった。その他として「処方上、変更不可にチェックは入っていないが、医師から商品名を指示され先発で処方するようにと口頭にて指示がある」との意見があった。
- ・ 高地区では、次いで「デットストックの増加」「患者が医師の指示どおりの調剤を望むため後発医薬品への変更が難しい」(それぞれ16.7%)、「後発医薬品に関する患者への説明や情報提供、疑義照会などに時間がかかる」「変更不可で処方される」がそれぞれ8.3%であった。「後発医薬品の品質等に問題がある」「特にない」との意見はなかった。

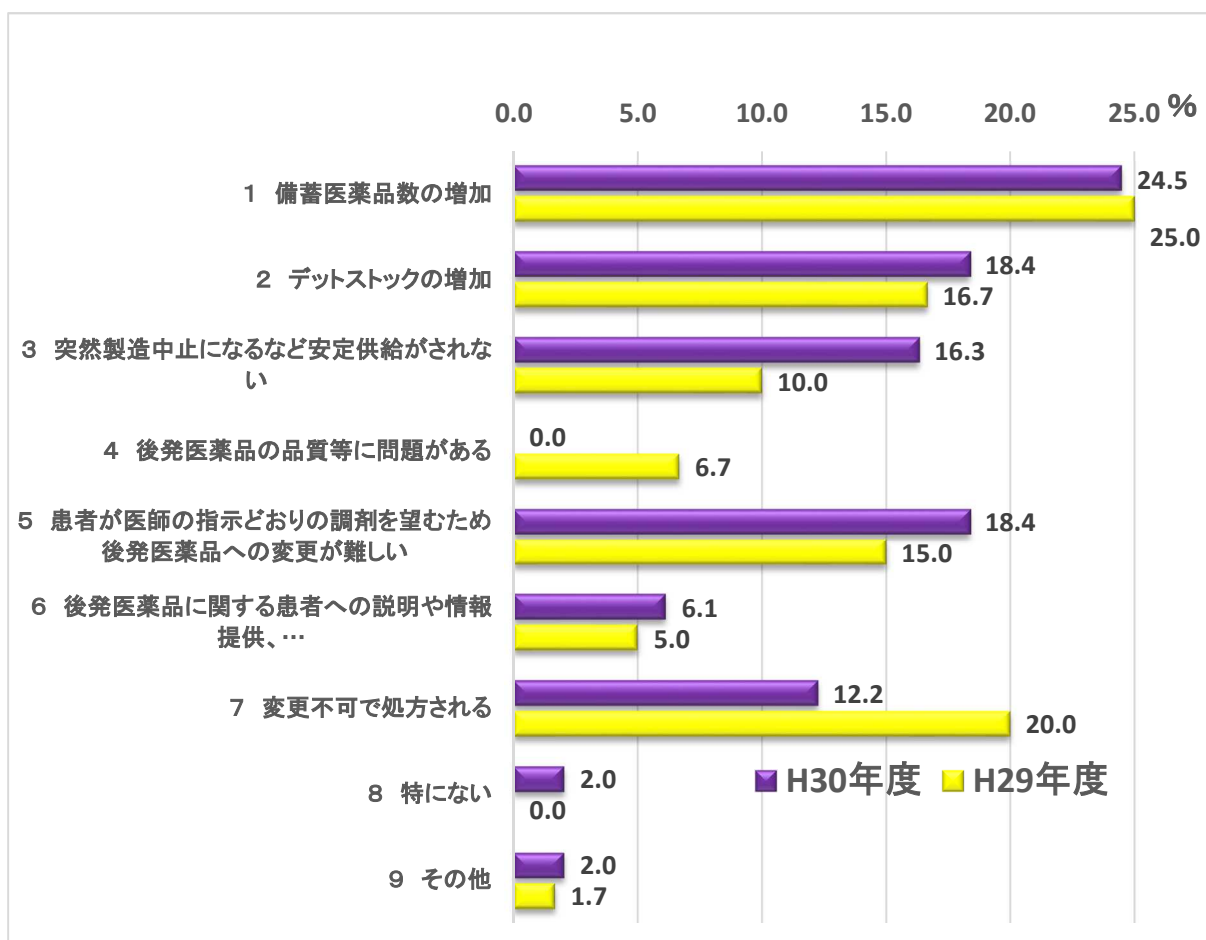


図15 後発医薬品の使用促進にあたり困っていること(年別)

- ・ 昨年度と比べると「備蓄医薬品数の増加」が平成30年度調査で24.5%、平成29年度調査で25.0%といずれでも最も多かった。
- ・ 「デットストックの増加」が平成30年度調査で18.4%、平成29年度調査で16.7%と1.7ポイント増加した。
- ・ 「患者が医師の指示どおりの調剤を望むため後発医薬品への変更が難しい」が平成30年度調査で18.4%、平成29年度調査で15.0%と3.4ポイント増加した。
- ・ 「突然製造中止になるなど安定供給がされない」が平成30年度調査で16.3%、平成29年度調査で10.0%と6.3ポイント増加した。
- ・ 「変更不可で処方される」が平成30年度調査で12.2%、平成29年度調査で20.0%と7.8ポイント減少した。
- ・ 「後発医薬品に関する患者への説明や情報提供、疑義照会などに時間がかかる」が平成30年度調査で6.1%、平成29年度調査で5.0%と1.1ポイント増加した。
- ・ 「特にない」が平成30年度調査で2.0%、平成29年度調査で0%と2.0ポイント増加した。
- ・ 「後発医薬品の品質等に問題がある」が平成30年度調査で0%、平成29年度調査で6.7%と6.7ポイント減少した。

(8) 薬局における患者が後発医薬品を選択しやすくなる工夫について

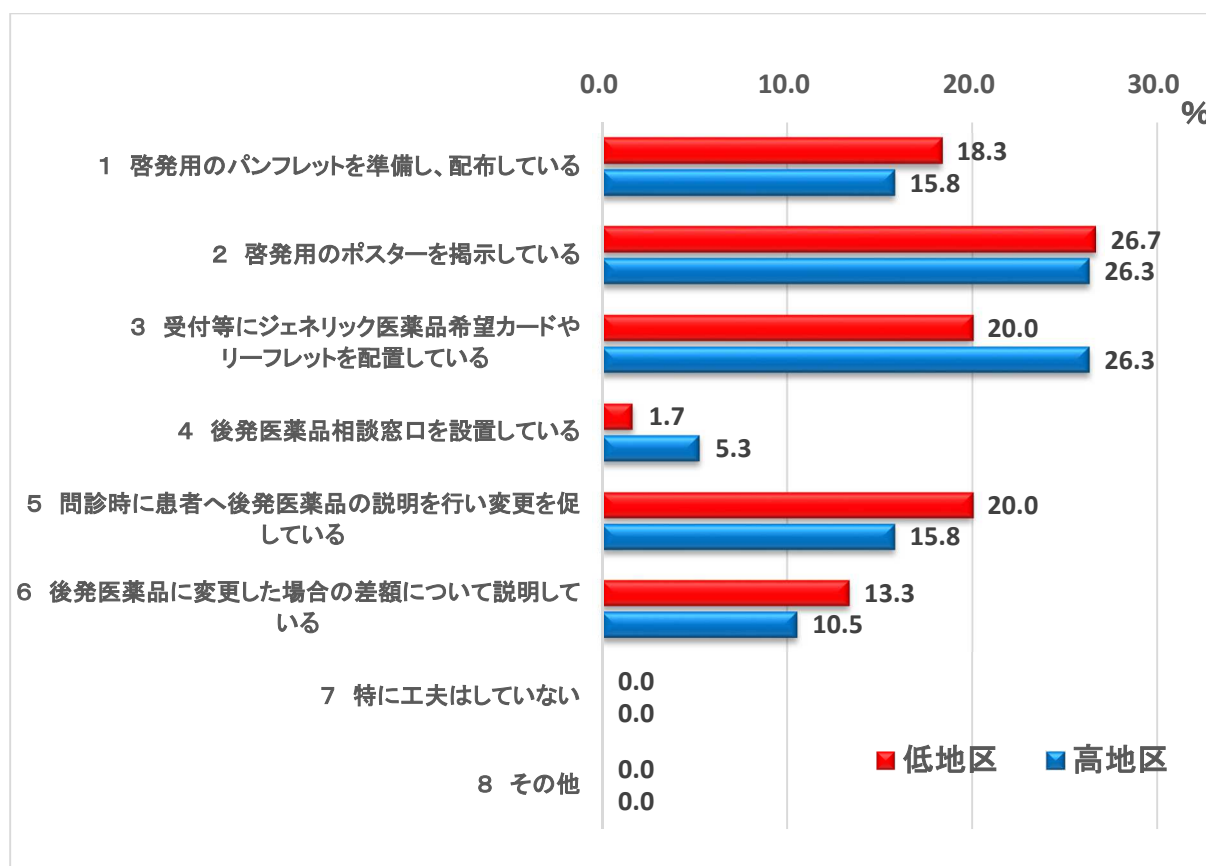


図 16 患者が後発医薬品を選択しやすくなる工夫

- ・ 薬局において行われている患者が後発医薬品を選択しやすくなる工夫を尋ねた結果（複数回答）は、低地区では「啓発用のポスターを掲示している」が26.7%、高地区では「啓発用のポスターを掲示している」「受付等にジェネリック医薬品希望カードやリーフレットを配置している」がそれぞれ26.3%で最も多かった。
- ・ 低地区では、次いで「受付等にジェネリック医薬品希望カードやリーフレットを配置している」「問診時に患者へ後発医薬品の説明を行い変更を促している」（いずれも20.0%）、「啓発用のパンフレットを準備し、配布している」（18.3%）、「後発医薬品に変更した場合の差額について説明している」（13.3%）、「後発医薬品相談窓口を設置している」（1.7%）であった。
- ・ 高地区では、次いで「啓発用のパンフレットを準備し、配布している」「後発医薬品に変更した場合の差額について説明している」（それぞれ15.8%）、「後発医薬品に変更した場合の差額について説明している」（10.5%）、「後発医薬品相談窓口を設置している」（5.3%）であった。

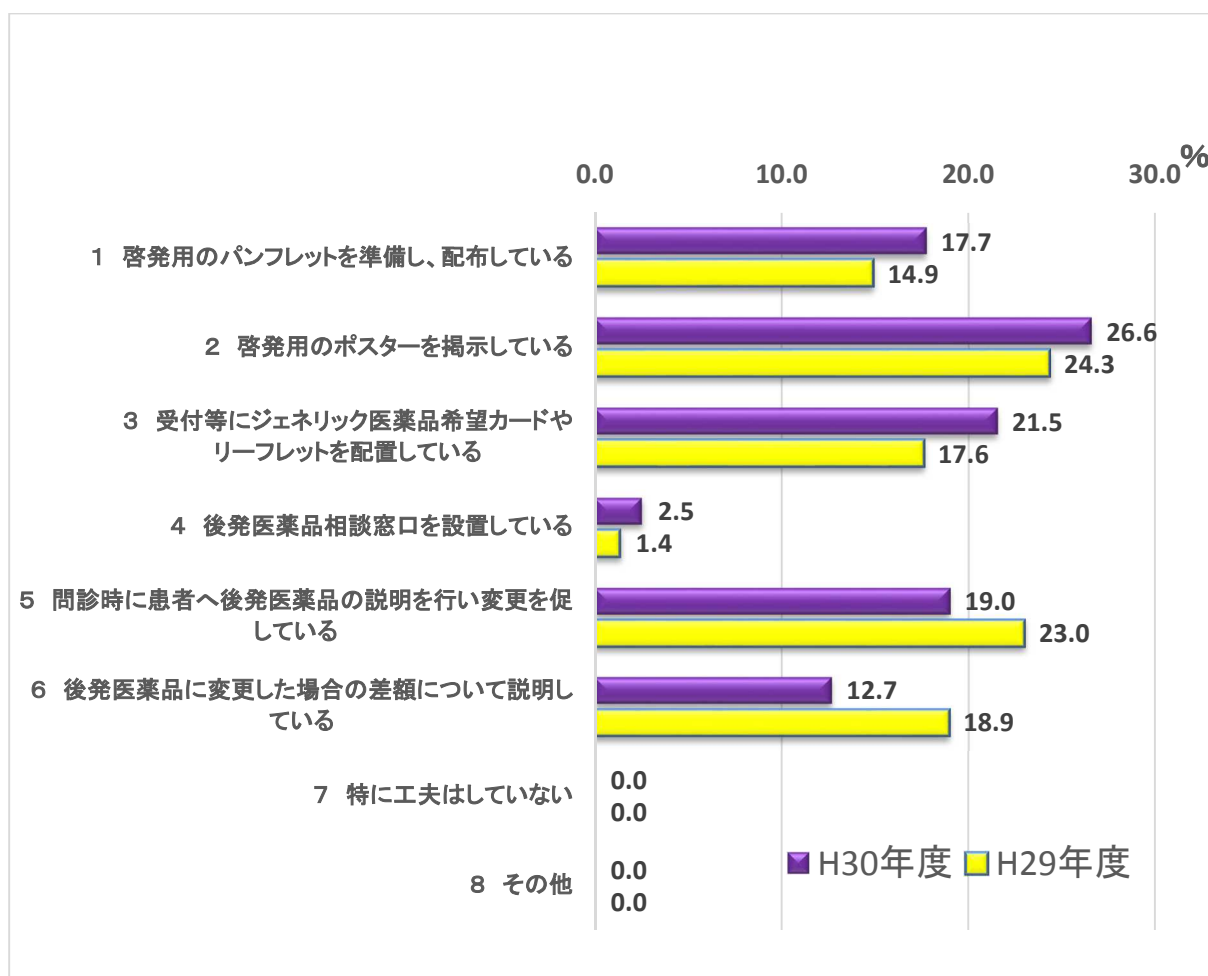


図 17 患者が後発医薬品を選択しやすくなる工夫

- ・ 昨年度と比べると「啓発用のポスターを掲示している」が平成 30 年度調査で 26.6%、平成 29 年度調査で 24.3%と最も多かった。
- ・ 「受付等にジェネリック医薬品希望カードやリーフレットを配置している」が平成 30 年度調査で 21.5%、平成 29 年度調査で 17.6%と 3.9 ポイント増加した。
- ・ 「問診時に患者へ後発医薬品の説明を行い変更を促している」が平成 30 年度調査で 19.0%、平成 29 年度調査で 23.0%と 4.0 ポイント減少した。
- ・ 「啓発用のパンフレットを準備し、配布している」が平成 30 年度調査で 17.7%、平成 29 年度調査で 14.9 と 2.8 ポイント増加した。
- ・ 「後発医薬品に変更した場合の差額について説明している」が平成 30 年度調査で 12.7%、平成 29 年度調査で 18.9%と 6.2 ポイント減少した。
- ・ 「後発医薬品相談窓口を設置している」が平成 30 年度調査で 2.5%、平成 29 年度調査で 1.4%と 1.1 ポイント増加した。

### (9)後発医薬品の使用促進のための今後の対応について

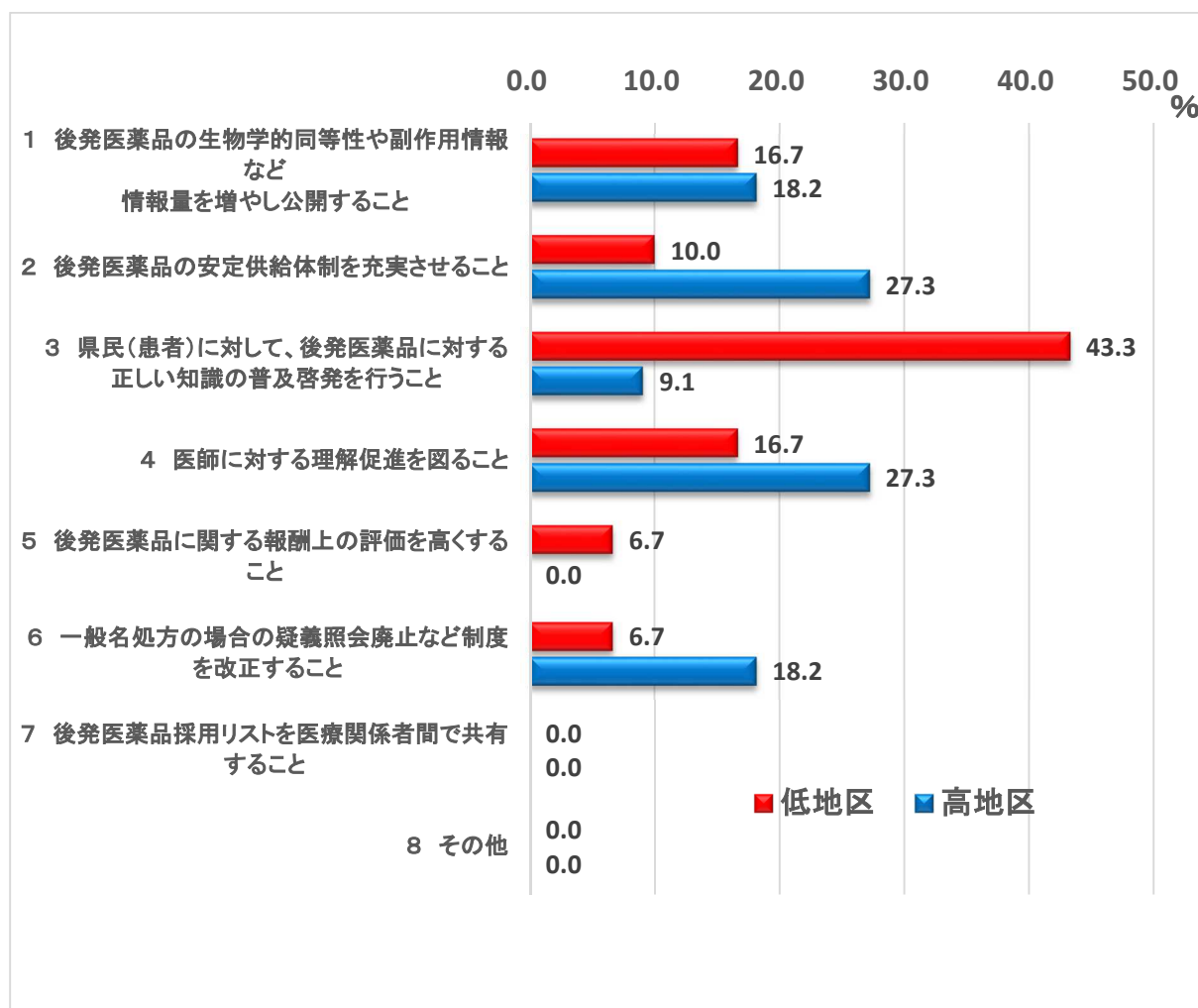


図 18 後発医薬品の使用促進のための今後の対応

- ・ 低地区では「県民(患者)に対して、後発医薬品に対する正しい知識の普及啓発を行うこと」が43.3%、高地区では「後発医薬品の安定供給体制を充実させること」「医師に対する理解促進を図ること」がそれぞれ27.3%と最も多かった。
- ・ 低地区では、次いで「後発医薬品の生物学的同等性や副作用情報など情報量を増やし公開すること」「医師に対する理解促進を図ること」(それぞれ16.7%)、「後発医薬品の安定供給体制を充実させること」(10.0%)、「後発医薬品に関する報酬上の評価を高くすること」「一般名処方の場合の疑義照会廃止など制度を改正すること」(それぞれ6.7%)であり、「後発医薬品採用リストを医療関係者間で共有すること」の意見は無かった。
- ・ 高地区では、次いで「後発医薬品の生物学的同等性や副作用情報など情報量を増やし公開すること」「一般名処方の場合の疑義照会廃止など制度を改正すること」(それぞれ18.2%)、「県民(患者)に対して、後発医薬品に対する正しい知識の普及啓発を行うこと」(9.1%)であり、「後発医薬品に関する報酬上の評価を高くすること」「後発医薬品採用リストを医療関係者間で共有すること」の意見は無かった。

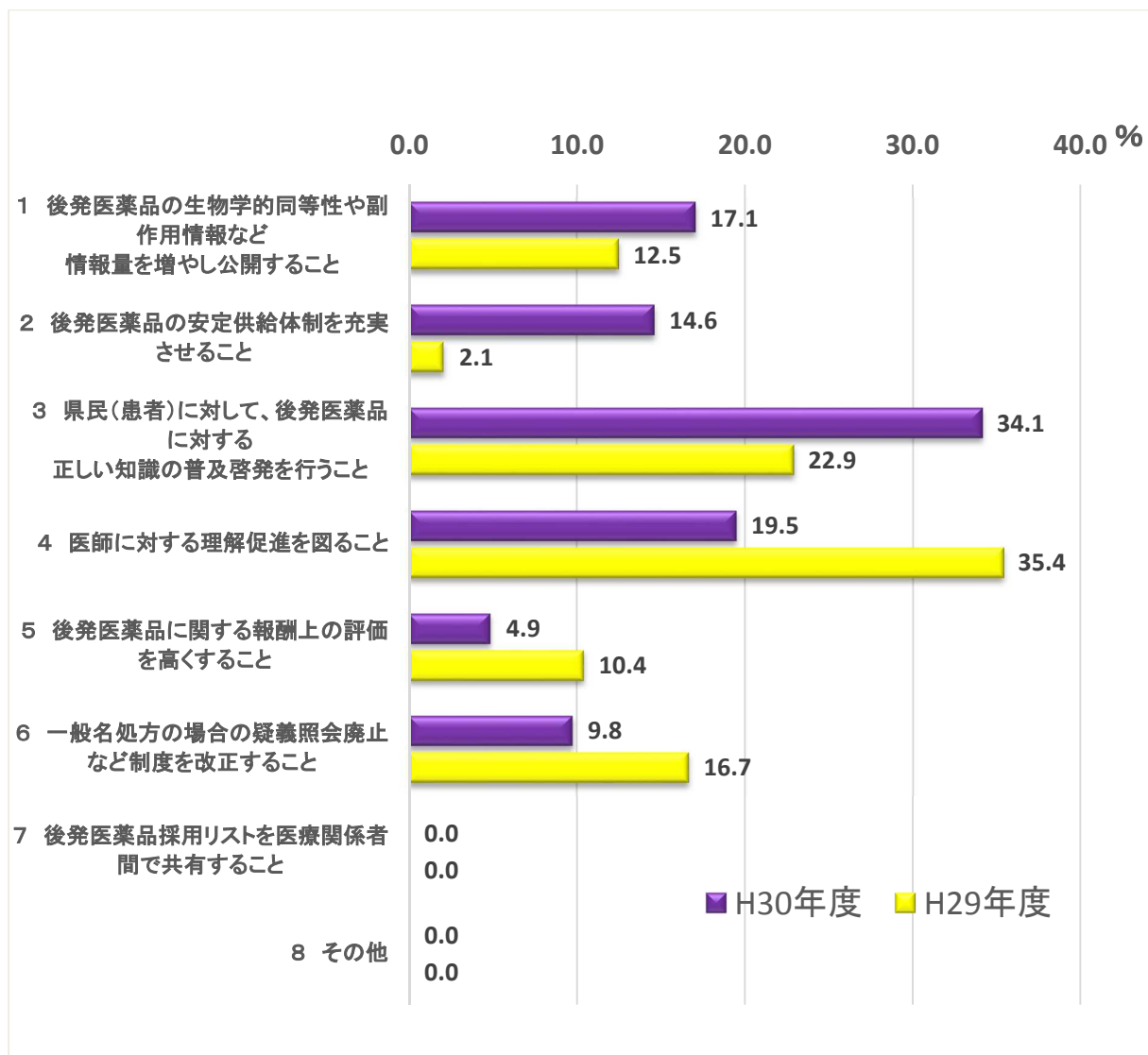


図 19 後発医薬品の使用促進のための今後の対応(年別)

- ・ 昨年度調査と比べると「県民(患者)に対して、後発医薬品に対する正しい知識の普及啓発を行うこと」が平成 30 調査で 34.1%、平成 29 年度調査で 22.9%と 11.2 ポイント増加した。
- ・ 「医師に対する理解促進を図ること」が平成 30 年度調査で 19.5%、平成 29 年度調査で 35.4%と 15.9 ポイント減少した。
- ・ 「後発医薬品の生物学的同等性や副作用情報など情報量を増やし公開すること」が平成 30 年度調査で 17.1%、平成 29 年度調査で 12.5%と 4.6 ポイント増加した。
- ・ 「後発医薬品の安定供給体制を充実させること」が平成 30 年度調査で 14.6%、平成 29 年度調査で 2.1%と 12.5 ポイント増加した。
- ・ 「一般名処方の場合の疑義照会廃止など制度を改正すること」が平成 30 年度調査で 9.8%、平成 29 年度調査で 16.7%と 6.9 ポイント減少した。
- ・ 「後発医薬品に関する報酬上の評価を高くすること」が平成 30 年度調査で 4.9%、平成 29 年度調査で 10.4%と 5.5 ポイント減少した。



(10) 後発医薬品の使用上の課題等の自由な意見について(9件)

後発医薬品の使用上の課題等について具体的な記述形式で記載していただいた内容は次のとおりであった。

- ・ ジェネリック薬品が出始めた頃とは違い、患者様のジェネリックに変えることによる不安がほとんどなくなっているように感じられます。また、医師の理解も当初とはだいぶ違ってきており、ジェネリック推進は非常にやりやすくなってきていると感じます。
- ・ 医師に対する理解促進のため、行政より指導をお願いいたします。
- ・ ジェネリック医薬品の納入価がかなり上がっている。医師にはまだジェネリック医薬品に対する反対がある。(制度のためにすすめているが、私はすすめていません等)患者への啓発はすすんでいると思います。患者の意見が第一に優先されるべきでは？製薬会社も大きな包装しか取扱がなかったりと、納入に困るケースあり、備蓄に関してすべて薬局が負担すべきではない。
- ・ 高齢な方だと、名前が変わると分からなくなるため、先発品のままが良いという事が多々あります。また、銘柄指定により同じ品目の在庫が増え、過誤の原因となりそうで怖いのと、在庫金額が増えて困っています。(処方箋を面で受けています。)銘柄指定が無い方が変更しやすいことも。
- ・ 高齢な方だとなかなか理解してもらえず、先生の処方通りが良いとなる事がある。また、名前やシートが変わると分からなくなるので、変更したくないという事もあり、変更率が増えない。
- ・ 外用薬は先発と後発で使用感が異なるものが多数有り、変更しづらいことがある。
- ・ 外用薬の後発品認可には、品質に差がないようにしてほしい。
- ・ 適応症が違う後発品がある。これをトップダウンで解消してほしい。
- ・ 用法用量に先発と後発に差がある。一般名処方できても、ベポタスチンなどは 14 歳未満はタリオンで調剤しないと保険が通らないとされています。

### Ⅲ 参考データ

厚生労働省が公表する後発医薬品の使用割合(調剤医療費の動向調査から)について、以下に示す。

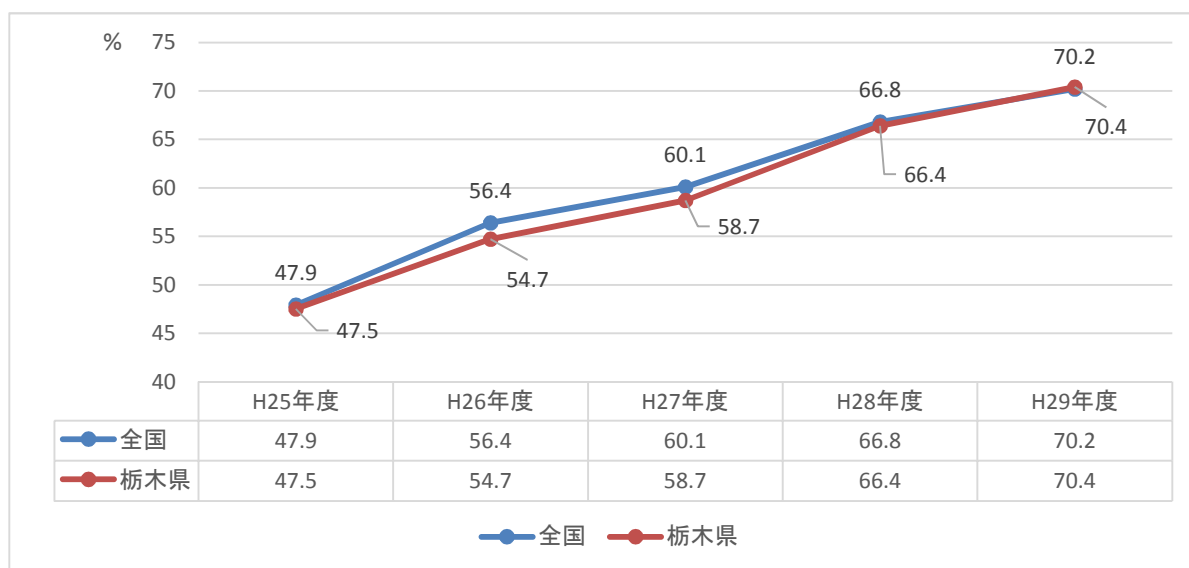


図 20 年度別後発医薬品使用割合

- ・ 本県の平成 30 年 3 月における後発医薬品使用割合は 73.9%(全国 25 番目)で全国平均の 73.0%と比べ 0.9 ポイント高い状況であった。

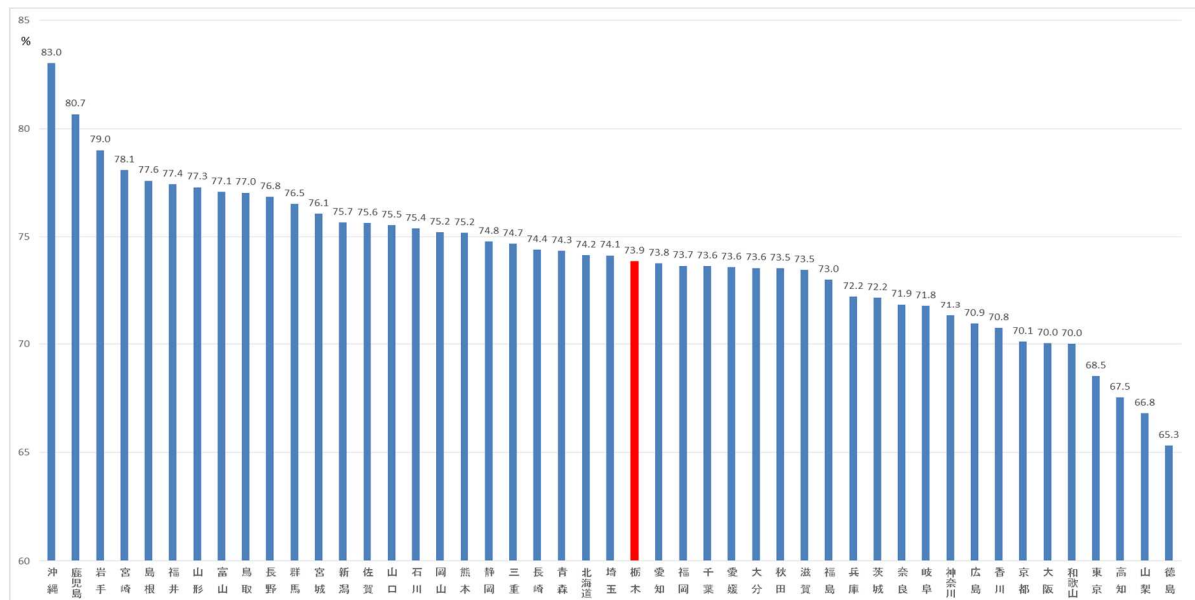
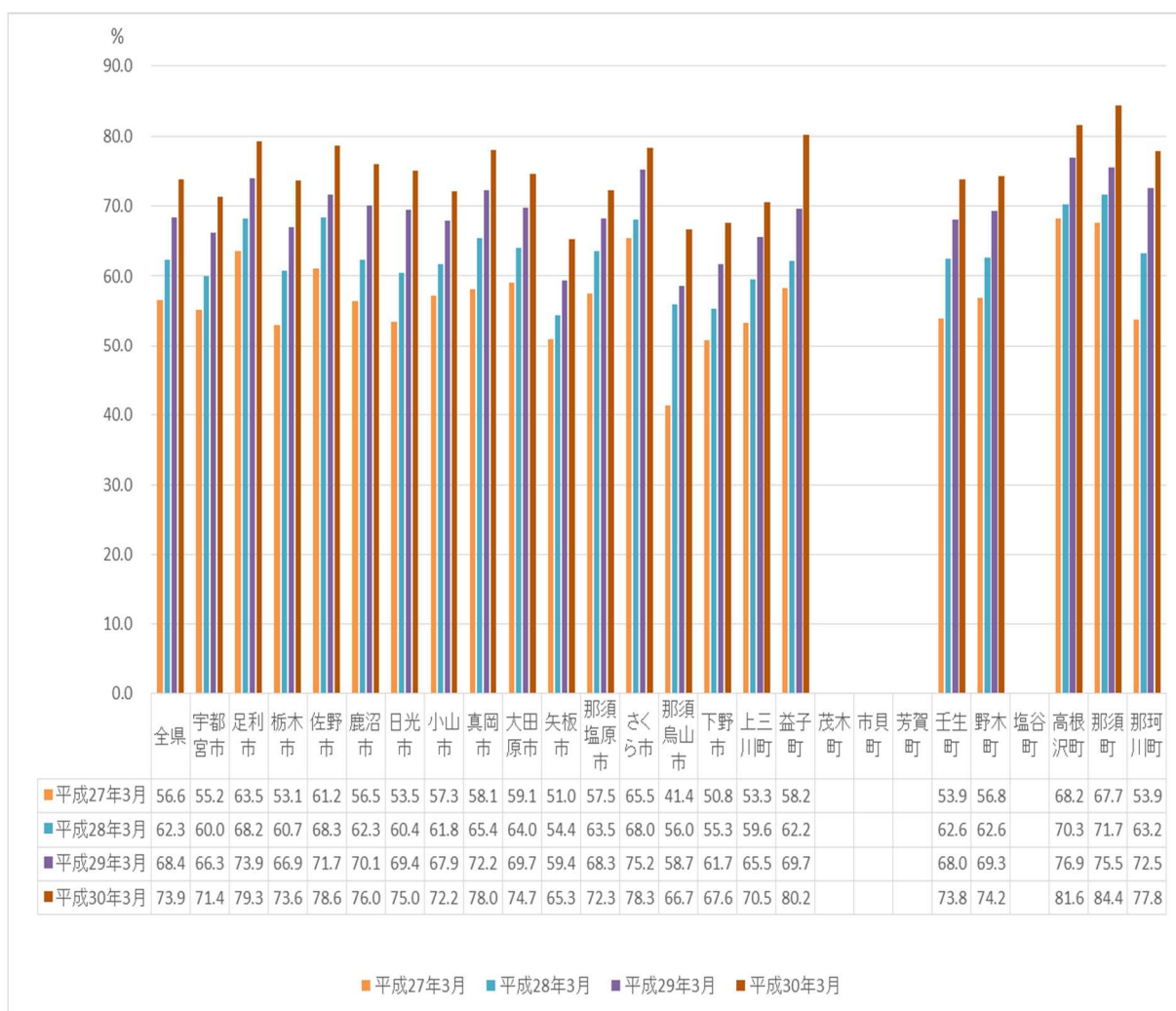


図 21 都道府県別後発医薬品使用割合(平成 30 年3月)

- ・ 近隣県における使用割合は、群馬県が 76.5%、埼玉県が 74.1%、茨城県が 72.2%、福島県が 73.0%となっている。
- ・ 全国で使用割合が最も高かったのは沖縄県で 83.0%、次に鹿児島県の 80.7%、岩手県の 79.0%と続いた。また、最も低かったのは徳島県で 65.3%、次に山梨県の 66.8%、高知県の 67.5%であった。



出典：厚生労働省「調剤医療費の動向調査（集計結果）」から  
 （保険請求のあった薬局が3薬局以下の市町は空白となっています。）

図 22 県内市町における後発医薬品の使用割合

- ・ 市町別後発医薬品使用割合は、平成 30 年 3 月時点で那須町が 84.4%と県内で一番高い割合であった。次に、高根沢町で 81.6%、益子町で 80.2%であった。
- ・ 一方、矢板市は、65.3%と県内で一番低い割合であった。次いで那須烏山市が 66.7%、下野市が 67.6%であった。

#### IV 考察

##### (1) 処方せんの取扱いについて

- 昨年度との比較で、低地区における薬局が受け付けた処方せんにおいて、「後発医薬品に変更が可能な処方せんの割合」及び「後発医薬品への「変更不可」の指示がない処方せんの割合」は増加しているが、「全ての品目で後発医薬品変更不可処方せんの割合」において減少していることから医療機関において確実に後発医薬品の使用が進んでいる。

##### (2) 後発医薬品使用の割合について

- 後発医薬品使用割合は、低地区及び高地区いずれとも昨年度から比べると増加していることから後発医薬品の使用が更に進んでいる。なお、低地区においては、使用割合の増加(5.0 ポイント)が高地区の使用割合の増加(4.7 ポイント)を上回っている。

##### (3) 後発医薬品の在庫について

- 在庫している全医薬品数は増加している。低地区では、昨年度と比べると 在庫後発医薬品数が低下しているが、在庫医薬品数に占める後発医薬品の割合は増加している。
- 高地区は、低地区と比べ、在庫医薬品数及び在庫後発医薬品数が少ない。

##### (4) 薬局の意識について

- 後発医薬品の調剤に取り組む意識で、高地区のすべての薬局が積極的に取り組んでいると回答していることから、医療機関の理解及び連携がなされている薬局での積極的な姿勢も加わり、後発医薬品の高い使用割合を維持していることが推測された。
- 薬局における後発医薬品を選択する際の重視事項は、「安定供給が図れること。」が最も多いことから、後発医薬品メーカーによる安定供給を最も懸念している。

##### (5) 患者の意識について

- 患者に薬局が後発医薬品の使用を希望しない理由を尋ねた結果において、「今まで使っていた薬を変えたくないから」、「後発医薬品に対する不安があるから」などの割合が高いことから、先発医薬品と同等の効果であり、先発医薬品と同様に安心して使用できることを、引き続き、県民に啓発する必要がある。
- 患者は「思ったほど患者自己負担額が下がらない」ために後発医薬品を選択していないことがあることから、行政は後発医薬品の使用促進は単に患者負担が安くなるためだけでなく、医療制度、保険制度等の意義などを含めて県民への啓発が必要である。

## (6)啓発について

- 患者が後発医薬品を選択しやすくするために薬局が行っている取組として「啓発用のポスターを掲示している」、「受付時にジェネリック医薬品希望カードやリーフレットを配置している」、「問診時に患者へ後発医薬品の説明を行い変更を促している」、「啓発用のパンフレットを準備し、配布している」が多いことから、引き続き、県は薬局で配布できる患者用啓発資材を作成していく必要がある。
- 後発医薬品の使用促進のために「医師に対する理解促進を図ること」や、「県民（患者）に対して、後発医薬品に対する正しい知識の普及啓発を行うこと」が薬局に最も期待されていることから、地域の医療関係者等が集まる場において、地域の実情に応じた啓発等を協議していく必要がある。

## V まとめ

平成 29 年 6 月の閣議決定において、「2020 年 9 月までに、後発医薬品の使用割合を 80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。」と定められた。平成 30 年 3 月における全国の後発医薬品使用割合は 73.0%、本県は 73.9%と年々確実に増加しているが目標値である 80%には、まだ達していない状況である。

また、本県の市町における後発医薬品使用割合は、65.3%～84.4%と地域間で格差が生じている。

このような状況の中で後発医薬品使用割合の目標値を達成するには、本調査を継続し、地域の実情に応じた施策を検討する必要がある。

今回の調査結果を踏まえ、次のとおり、更なる後発医薬品の普及を図っていくこととする。

- (1)県民に対して、引き続き、後発医薬品は、先発医薬品と同等の効果であり、先発医薬品と同様に安心して使用できることを薬局や各種イベントなどにおいて啓発する。
- (2)未就学者、後期高齢者等の公費で自己負担が軽減されている方に対して、後発医薬品を使用することが医療費を抑制する手段の一つであることを啓発する。
- (3)地域の医療関係者等が集まる場において、地域の実情に応じた施策を協議する。

今回把握できた課題に取り組み、早い時期に後発医薬品の使用割合を 80%とする目標を達成するだけでなく、県民に後発医薬品を使用する意義についても引き続き啓発し、県民が納得して後発医薬品を選択できる環境を整備していきたい。

VI その他

平成 30 年度後発医薬品モニター薬局調査票

モニター薬局名： \_\_\_\_\_

※ 問 1～問 4 については、回答欄に数字を御記入ください。

問 1 平成 30 年 10 月 1 日（月）～10 月 6 日（土）の処方せん取扱い及び調剤の状況についてお伺いします。

処方箋の分類	処方箋枚数
受け付けた処方箋枚数	枚
A 後発医薬品への「変更不可」欄に 1 品目でも記載（「レ」又は「×」）がない処方せんの枚数（一般名の記載を含む。）	枚
B Aのうち後発医薬品への変更が可能な処方せんの枚数	枚
C Bのうち 1 品目でも後発医薬品に変更した処方せんの枚数	枚
D 全品目に後発医薬品への「変更不可」欄に記載（「レ」又は「×」）がある処方せんの枚数	枚
E 全て後発医薬品名で処方された処方箋枚数	枚

一般名処方について	処方箋枚数 または医薬品数
F 一般名で処方された医薬品が 1 品目でも含まれている処方箋の枚数	枚
G 一般名で処方された医薬品の品目数* <sup>1</sup>	品目
H Gのうち後発医薬品を調剤できなかった医薬品の品目数	品目

\* 1：例えば「アロプリノール」の記載が複数の処方箋（患者）にあった場合は、それぞれに 1 品目と数える。

問 2 平成 30 年 10 月 1 日（月）～10 月 6 日（土）に調剤した全ての医薬品の数量のうち、後発医薬品の割合についてお伺いします。

上記の期間に調剤したすべての医薬品の数量（薬価基準の規格単位ベース）のうち、後発医薬品の割合* <sup>2</sup>		%
割合の根拠	分子：上記の期間内に調剤した後発医薬品の数量	
	分母：上記の期間内に調剤した全医薬品の数量	

\* 2：平成 19 年 10 月に策定された「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」においては、当該割合を平成 24 年度末までに、30%以上にすることが目標とされていました。

問3 平成30年10月1日（月）～10月6日（土）に調剤した「（後発医薬品のある先発医薬品）＋（後発医薬品）」の数量のうち、後発医薬品の割合についてお伺いします。

上記の期間に調剤した「（後発医薬品のある先発医薬品）＋（後発医薬品）」の数量（薬価基準の規格単位ベース）のうち、後発医薬品の割合*3		%
割合 の 根拠	分子：上記の期間内に調剤した後発医薬品の数量	
	分母：上記の期間内に調剤した「（後発医薬品のある先発医薬品）＋（後発医薬品）」の数量	

\*3：平成29年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、2020年（平成32年）9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討することが目標とされています。

問4 貴薬局で在庫している医薬品はどれくらいですか。（平成30年9月末現在）

	品目数（品目）
全医薬品数	
後発医薬品数	

※ 問5～問15については、あてはまる番号を○で囲んでください。

問5 今後、後発医薬品の備蓄品目数についてどのようにお考えですか。（平成30年9月末現在）

- 1 増やしていく予定である
- 2 現状の品目数を維持していく予定である
- 3 減らしていく予定である

問6 貴薬局は、平成30年度診療報酬改定後の調剤基本料に係る後発医薬品調剤加算を届出していますか。次の中から1つ選んでください。

- 1 後発医薬品調剤体制加算1〔（18点）施設基準：75%以上〕を届出している
- 2 後発医薬品調剤体制加算2〔（22点）施設基準：80%以上〕を届出している
- 3 後発医薬品調剤体制加算3〔（26点）施設基準：85%以上〕を届出している
- 4 届出していない

問7 後発医薬品の調剤についてどのようにお考えですか。次の中から1つ選んでください。

- 1 積極的に取り組んでいる
- 2 薬効によっては積極的に取り組んでいる
- 3 あまり積極的に取り組んでいない

問8 問7で1又は2と答えた方への質問です。

後発医薬品の調剤に積極的に取り組んでいる理由は何ですか。次の中から3つまで選んでください。

- 1 先発医薬品とあまり変わらないから
- 2 患者の負担が軽減されるから
- 3 患者が後発医薬品を希望するから
- 4 薬局経営が改善されるから
- 5 国が積極的に推進しているから
- 6 診療報酬改定において、後発医薬品の調剤数量評価の見直しがあったから
- 7 近隣の医療機関が後発医薬品の使用に積極的であるから
- 8 その他

[ ]

問9 問7で3と答えた方への質問です。積極的に取り組んでいない理由は何ですか。次の中から3つまで選んでください。

- 1 後発医薬品の品質や効果に疑問があるため
- 2 後発医薬品の副作用に不安があるため
- 3 後発医薬品の安定供給体制が不備であるため
- 4 後発医薬品の情報提供が不備であるため
- 5 後発医薬品に関する患者への普及啓発が不足しているため
- 6 薬局にとって経済的な便益がないため
- 7 近隣の医療機関が後発医薬品の使用に消極的なため
- 8 その他

[ ]

問10 貴薬局で後発医薬品を選択する際、重視している事項は何ですか。次の中から3つ



まで選んでください。

- 1 後発医薬品メーカーによる品質に関する情報開示の程度
- 2 安定供給が図れること
- 3 近隣の保険医療機関・保険薬局への納入実績の程度
- 4 取引のある医薬品卸業者で取扱いがあること
- 5 納入価格が安いこと
- 6 先発医薬品と適応症が全く同じであること
- 7 患者の使用感（例、味がよい、臭いが気にならない、貼付感がよい）
- 8 患者の経済的負担の軽減が図れること
- 9 調剤のしやすさ（例、容易に半割できる、一包化調剤がしやすい）
- 10 その他

[ ]

問 11 後発医薬品へ変更可能な処方せんを持参した患者のうち、後発医薬品の使用を希望しなかった場合、その理由は何ですか。次の中から2つまで選んでください。

- 1 医師が処方した薬を変えたくないから
- 2 いままで使っていた薬を変えたくないから
- 3 後発医薬品に対する不安があるから
- 4 過去に後発医薬品を使用したけど合わなかったため
- 5 思ったほど患者自己負担額が下がらないため
- 6 公費負担の患者であり、経済的なインセンティブ（誘因）がないため
- 7 その他

[ ]

問 12 一般名で記載された医薬品について、後発医薬品を調剤できなかった主な理由は何ですか。次の中から2つまで選んでください。

- 1 患者が希望しなかったから
- 2 患者が妊婦等である場合など、後発医薬品を調剤するリスクが大きいと判断したから
- 3 該当する後発医薬品が味や使用感などにより勧めることができなかったから
- 4 後発医薬品の備蓄がなかったから
- 5 薬価収載された後発医薬品がなかったから
- 6 先発医薬品と後発医薬品で適応が違うため

7 その他

[ ]

問 13 後発医薬品の使用促進にあたって困っていることは何ですか。次の中から3つまで選んでください。

- 1 備蓄医薬品数の増加
- 2 デットストックの増加
- 3 突然製造中止になるなど安定供給がされない
- 4 後発医薬品の品質等に問題がある
- 5 患者が医師の指示どおりの調剤を望むため後発医薬品への変更が難しい
- 6 後発医薬品に関する患者への説明や情報提供、疑義照会などに時間がかかる
- 7 変更不可で処方される
- 8 特にない
- 9 その他

[ ]

問 14 貴薬局では、患者が後発医薬品を選択しやすくなる工夫をされていますか。当てはまるもの全てを選んでください。

- 1 啓発用のパンフレットを準備し、配布している
- 2 啓発用のポスターを掲示している
- 3 受付等にジェネリック医薬品希望カードやリーフレットを配置している
- 4 後発医薬品相談窓口を設置している
- 5 問診時に患者へ後発医薬品の説明を行い変更を促している
- 6 後発医薬品に変更した場合の差額について説明している
- 7 特に工夫はしていない
- 8 その他

[ ]

問 15 後発医薬品の使用を促進するために、今後、どのような対応が必要とお考えですか。

次の中から2つまで選んでください。

- 1 後発医薬品の生物学的同等性や副作用情報など情報量を増やし公開すること
- 2 後発医薬品の安定供給体制を充実させること
- 3 県民（患者）に対して、後発医薬品に対する正しい知識の普及啓発を行うこと
- 4 医師に対する理解促進を図ること
- 5 後発医薬品に関する報酬上の評価を高くすること
- 6 一般名処方の場合の疑義照会廃止など制度を改正すること
- 7 後発医薬品採用リストを医療関係者間で共有すること
- 8 その他

[ ]

問 16 後発医薬品の使用上の課題など、自由な意見をお聞かせください。

[  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_]

\*\*\* 御協力ありがとうございました \*\*\*

恐れ入りますが、同封の返信用封筒にて 10月15日（月）までに、御返送ください。なお、薬局名・開設者名・回答内容は部外秘とし、個別のデータを公表することはありませんので、念のため申し添えます。